

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	1
○ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法 e-Gov 法令検索 (抄)	79
○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	81
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	85
○ 農業協同組合法 e-Gov 法令検索 (抄)	86
○ 水産業協同組合法 e-Gov 法令検索 (抄)	88
○ 中小企業等協同組合法 e-Gov 法令検索 (抄)	97
○ 信用金庫法 e-Gov 法令検索 (抄)	102
○ 労働金庫法 e-Gov 法令検索 (抄)	103
○ 商業登記法 e-Gov 法令検索 (抄)	105
○ 預金保険法 e-Gov 法令検索 (抄)	111
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	116
○ 資産の流動化に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	118
○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	121
○ 農林中央金庫法 e-Gov 法令検索 (抄)	122
○ 会社法 e-Gov 法令検索 (抄)	123

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）

Law RevisionID:416AC000000128_20211122_503AC0000000046

平成十六年法律第二百二十八号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）**第二条第一項**に規定する銀行（**第五項**において「銀行」という。）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）**第二条**に規定する長期信用銀行（**第五項**において「長期信用銀行」という。）
- 三 信用金庫
- 四 信用協同組合
- 五 労働金庫
- 六 信用金庫連合会
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）**第九条の九第一項第一号**及び**第二号**の事業を行う協同組合連合会（**第七項**において「信用協同組合連合会」という。）
- 八 労働金庫連合会
- 九 農林中央金庫
- 十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）**第十条第一項第二号**及び**第三号**の事業を行う農業協同組合連合会（**第十八条第二項**において「農業協同組合連合会」という。）
- 十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）**第八十七条第一項第三号**及び**第四号**の事業を行う漁業協同組合連合会（**第十八条第三項**において「漁業協同組合連合会」という。）
- 十二 水産業協同組合法**第九十七条第一項第一号**及び**第二号**の事業を行う水産加工業協同組合連合会（**第十八条第四項**において「水産加工業協同組合連合会」という。）
- 十三 銀行持株会社等（**銀行法第二条第十三項**に規定する銀行持株会社又は**長期信用銀行法第十六条の四第一項**に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）

- 2 この法律において「株式等」とは、株式、劣後特約付社債（元金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であって、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。）又は優先出資（**協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）**に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。
- 3 この法律において「株式等の引受け等」とは、株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借（元金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下同じ。）による貸付けをいう。
- 4 この法律において「子会社」とは、**銀行法第二条第八項**に規定する子会社又は**長期信用銀行法第十三条の二第二項**に規定する子会社をいう。
- 5 この法律において「子会社等」とは、**銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）**に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。
- 6 この法律において「金融組織再編成」とは、次に掲げる行為であって、その当事者（**第二号**又は**第四号**に掲げる行為にあつては、当該行為を共同して行う金融機関等を含む。**第三章**において同じ。）のいずれかが銀行持株会社等でないものをいう。
 - 一 株式交換（各当事者が金融機関等である場合に限る。）
 - 二 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（**会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号**に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）
 - 三 合併（各当事者が金融機関等である場合に限る。）
 - 四 会社分割（金融機関等が共同して行う新設分割、金融機関等が単独で行う新設分割（事業の一部を承継させる新設分割であつて、当該新設分割の後において当該新設分割により事業の一部を承継させた会社及び当該新設分割により新たに設立された会社が金融機関等である場合に限る。）及び吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）に限る。）
 - 五 会社分割による事業の承継（吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）による事業の承継に限る。）
 - 六 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）
 - 七 他の金融機関等への株式の交付（当該交付により当該他の金融機関等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、**第一号、第二号**及び**第五号**に掲げる場合を除く。）
 - 八 他の金融機関等からの交付による株式の取得（当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省

令で定める場合に限るものとし、[第一号](#)及び[第四号](#)に掲げる場合を除く。）

7 この法律において「協同組織中央金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 全国を地区とする信用金庫連合会
- 二 全国を地区とする信用協同組合連合会
- 三 全国を地区とする労働金庫連合会

8 この法律において「協同組織金融機関」とは、[第一項第三号](#)から[第八号](#)までに掲げる金融機関等（協同組織中央金融機関を除く。）をいう。

第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

（経営強化計画）

第四条 金融機関等又は銀行持株会社等が[前条第一項](#)又は[第二項](#)の申込みをする場合には、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社（当該銀行持株会社等がその子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合における当該子会社をいう。以下この章において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画（経営の強化のための計画をいう。以下同じ。）を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

- 一 経営強化計画の実施期間（三年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
- 二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標
- 三 [前号](#)に掲げる目標を達成するための方策
- 四 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
- 五及び六 削除
- 七 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等又は対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
- 八 当該金融機関等が[前条第一項](#)の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容
- 九 銀行持株会社等が[前条第二項](#)の申込みをするときは、当該銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期
- 十 その他政令で定める事項

2 内閣総理大臣は、[前項](#)の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

（株式等の引受け等の決定）

第五条 主務大臣は、[前条第一項](#)の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、[第三条第一項](#)又は[第二項](#)の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

- 一 経営強化計画に記載された[前条第一項第二号](#)に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 経営強化計画の実施により[前号](#)に規定する目標が達成されると見込まれること。
- 三 経営強化計画に記載された[前条第一項第七号](#)に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
- 四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 五 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）が[預金保険法第二条第四項](#)に規定する破綻金融機関、[農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第五項](#)に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等若しくは銀行持株会社等でないこと。
- 六 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等（[銀行法第十四条の二](#)又は[第五十二条の二十五](#)その他これらに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等又は銀行持株会社等をいう。以下同じ。）でないとき又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。
- 七 削除
- 八 経営強化計画を提出した金融機関等が[第三条第一項](#)の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が当該金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。
- 九 銀行持株会社等が[第三条第二項](#)の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象子会社の自己資本の充実の状況に照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。
- 十 この項の規定による決定を受けて協定銀行（[預金保険法附則第七条第一項第一号](#)に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が協定（[第三十五条第一項](#)に規定する協定をいう。以下この条から[第四章の二](#)までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

- (1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
- (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
- (3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

十一 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

- 2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる**会社法第百十五条**に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。）であって、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。**第七条**において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、**第三条第一項**の申込みをした金融機関等又は**同条第二項**の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。
- 3 銀行持株会社等が**第三条第二項**の申込みをした場合において、**第一項**の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行ったときは、当該銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象子会社に対して株式等の引受け等を行わなければならない。
- 4 主務大臣は、一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会（**第二条第一項第十号から第十二号まで**に掲げる金融機関等をいう。**第三十四条の十四第四項**及び**第三十八条第二項**において同じ。）について**第一項**の規定による決定をしようとするときは、当該農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、**第一項**の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならない。
- 6 主務大臣は、**第一項**の規定による決定をしたときは、その旨を**第三条第一項**の申込みをした金融機関等又は**同条第二項**の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通知しなければならない。

（募集株式等の割当て等の特例）

第五条の二 会社法第二百六条の二の規定は、協定銀行による株式の引受けに係る**第三条第一項**又は**第二項**の申込みに係る金融機関等又は銀行持株会社等による協定銀行に対する同

法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は協定銀行との間の**同法第二百五条第一項**の契約の締結がされる場合には、適用しない。

（経営強化計画の公表）

第六条 主務大臣は、**第五条第一項**の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、**第四条第一項**の規定により提出を受けた経営強化計画を公表するものとする。ただし、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えらるおそれのある事項については、この限りでない。

（議決権制限株式の発行の特例）

第七条 会社法第百十五条の規定の適用については、金融機関等又は銀行持株会社等が**第五条第一項**の規定による決定に従い発行する議決権制限等株式は、ないものとみなす。

2 金融機関等又は銀行持株会社等が**第五条第一項**の規定による決定に従い議決権制限等株式を発行する場合には、当該議決権制限等株式の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならない。

3 前項の場合における**商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十六条**の規定の適用については、**同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第五条第一項の規定による決定に従った同条第二項に規定する議決権制限等株式の発行であることを証する書面」とする。**

（優先出資の発行の特例）

第八条 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、金融機関等が**第五条第一項**の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 金融機関等が**第五条第一項**の規定による決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

（経営強化計画の変更）

第九条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は**同項**の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、**第四条第一項**の規定により提出した経営強化計画（この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は**第十二条第一項**の規定による承認を受けたものを含む。以下**第十一条**までにおいて単に「経営強化計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、変更前の経営強化計画を

連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。
 - 一 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。
 - 三 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
 - 四 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
 - 五 予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等又は対象子会社の組織再編成その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。
- 3 第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。

(経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

第十条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等
 - イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式
 - (1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
 - (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
 - (3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

□ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

- 二 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社となった会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等
 - イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
 - 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
 - 八 当該株式又はイ若しくは□に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
- 3 第六条の規定は、主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

(経営強化計画の実施期間が終了した後の措置)

第十二条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、その実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間が、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。
 - 一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。
 - 三 経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該

地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

- 3 主務大臣は、**第一項**の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出した金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。
- 4 **前項**の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、**第一項**に規定する取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。
- 5 **第四条第二項**の規定は主務大臣が**第一項**の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、**第六条**の規定は主務大臣が**同項**の規定による承認をした場合における**同項**の規定により提出を受けた経営強化計画について、それぞれ準用する。

（株式交換等の認可）

第十三条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けた場合における**次項第一号**に規定する会社を含む。）であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び**次条**において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社（**会社法第七百六十八条第一項第一号**に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、**前項**の規定による認可をすするものとする。
 - 一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。
 - 二 株式交換等により協定銀行が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が**前号**に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。
 - 三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。
- 3 発行金融機関等が**第一項**の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行金融機関等又はその子会社であって、**第五条第一項**の規定による決定を受けて協定銀行

が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は**同項**の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社（**次条第七項**において準用する**同条第三項**の規定による承認を受けた承継子会社（**同条第七項**に規定する承継子会社をいう。）を含む。）であるものは、その実施している経営強化計画（**第四条第一項**若しくはこの項の規定により提出したもの、**第九条第一項（次項及び次条第十一項**において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は**前条第一項（次項及び次条第十一項**において準用する場合を含む。）の規定若しくは**次条第七項**において準用する**同条第三項**の規定による承認を受けたものをいう。）に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社と連名で、当該経営強化計画に記載された事項（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
 - 二 その他主務省令で定める事項
- 4 **第六条**の規定は主務大臣が**前項**の規定により提出を受けた経営強化計画について、**第九条から前条までの規定**は当該経営強化計画（この項において準用する**第九条第一項**の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する**前条第一項**の規定による承認を受けたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九條第一項	<p>第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は</p>	<p>第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した金融機関等は</p>
第十条第一項	<p>第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社</p>	<p>第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）</p>

	当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る 第五条第一項 の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等
前条第一項	第五条第一項 の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は 同項 の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は	第十三条第三項 の規定により経営強化計画を提出した金融機関等は
	当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る 第五条第一項 の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等
前条第三項	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と	当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を

(合併等の認可)

- 第十四条** **第五条第一項**の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等（**第三項**の規定による承認を受けた**次項第一号**に規定する承継金融機関等を含む。）であって協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関等」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（以下この条、**第二十四条**及び**第三十四条の十第八項**において「合併等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、**前項**の規定による認可をするものとする。
- 一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施し

- ている経営強化計画（**第四条第一項**の規定により提出したもの、**第九条第一項**（**第十一項**において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は**第十二条第一項**（**第十一項**において準用する場合を含む。）若しくは**次項**の規定による承認を受けたものをいう。）に係る事業（以下この項において「経営強化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。
- 二 合併等により当該対象金融機関等（承継金融機関等を含む。）の経営の強化が阻害されないこと。
- 三 経営強化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
- 四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。
- 五 その他政令で定める要件
- 3 対象金融機関等が**第一項**の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、主務省令で定めるところにより、**第四条第一項第一号**から**第四号**まで及び**第七号**に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
- 4 主務大臣は、**前項**の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、**同項**の規定による承認をするものとする。
- 一 経営強化計画に記載された**第四条第一項第二号**に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 経営強化計画の実施により**前号**に規定する目標が達成されると見込まれること。
- 三 経営強化計画に記載された**第四条第一項第七号**に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
- 四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 5 主務大臣は、**第三項**の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出した承継金融機関等に対し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。
- 6 **前項**の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、**第一項**に規定する取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使できるよう要請することができる。
- 7 **前各項**の規定は、**第五条第一項**の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社又は**同項**の規定による決定を受けて協

定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等（**第三項**の規定による承認を受けた承継金融機関等を含む。）であって当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなったもの（承継子会社（この項において準用する**第二項第一号**に規定する他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「対象子会社等」という。）のうち、経営強化計画（**第四条第一項**、**前条第三項**（**第十二項**において準用する場合を含む。）若しくは**第十項**の規定により提出したもの、**第九条第一項**（**前条第四項**（**第十二項**において準用する場合を含む。））、**第十一項**及び**第十二項**において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は**第十二条第一項**（**前条第四項**（**第十二項**において準用する場合を含む。））、**第十一項**及び**第十二項**の規定において準用する場合を含む。）の規定若しくはこの項において準用する**第三項**の規定による承認を受けたものをいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第 一 項	合併、会社分割	協定銀行が当該経営強化計画に係る 第五条第一項 の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社分割
第 二 項	合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営強化計画（ 第四条第一項 の規定により提出したもの、 第九条第一項 （ 第十一項 において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は 第十二条第一項 （ 第十一項 において準用する場合を含む。）若しくは 次項 の規定による承認を受けたものをいう。）に係る事業	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る事業
	以下この条において「承継金融機関等」という。）であること)を子会社とする銀行持株会社等であること

	承継金融機関等を含む	承継子会社を含む
第 三 項	承継金融機関等	承継子会社
	第四条第一項第一号 から 第四号 まで及び 第七号	第二項第一号 に規定する銀行持株会社等と連名で、 第四条第一項第一号 から 第四号 まで及び 第七号
第 五 項	承継金融機関等	承継子会社（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）

- 8** 対象金融機関等でない発行金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における**次項第一号**に規定する他の銀行持株会社等又は**第十二項**において準用する**前条第一項**の規定による認可を受けた場合における**第十二項**において準用する**同条第二項第一号**に規定する会社であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。）を含む。**次項**において同じ。）は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 9** 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、**前項**の規定による認可をするものとする。
- 一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行金融機関等であること又は当該発行金融機関等に係る対象子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。
 - 二 合併等により当該発行金融機関等（**前号**に規定する他の銀行持株会社等を含む。）による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されないこと。
 - 三 合併等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。
 - 四 その他政令で定める要件
- 10** 対象金融機関等でない発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が**第八項**の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、**前項第一号**に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営強化計画（**第七項**に規定する経営強化計画をいう。）に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該経営強化計画に記載された事項（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の

経営体制に係る部分を除く。)のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

二 その他主務省令で定める事項

1 1 第四条第二項の規定は主務大臣が第三項（第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が第三項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、第十条及び第十一条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社（当該経営強化計画を当該承継子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）について、第十二条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九 条第 一項	第四条第一項の規定により提出した	第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた
第十 条第 一項	当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等
第十 二条 第一 項	第四条第一項の規定により提出したものの、第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの	第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたもの又は第十四条第十一項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの
	当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等

1 2 第六条の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から第十二条までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。）について、前条の規定は第三項の規定による承認

を受けた承継金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第 九 条 第 一 項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社	対象子会社等
第 九 条 第 二 項	当該金融機関等又は対象子会社	当該対象子会社等
第 十 条 第 一 項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社	対象子会社等（経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）
	当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等
第 十 二 条 第 一 項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定め	対象子会社等

一 項	より株式の引受けを行った銀行持 株会社等の対象子会社	
	当該株式等の引受け等を行った金 融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る 第五条第一項 の規定 による決定を受けて協定の定めにより株式等 の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株 会社等
第 十 二 条 第 三 項	金融機関等又は対象子会社（当該 経営強化計画を当該対象子会社と	対象子会社等（当該経営強化計画を
前 条 第 三 項	第五条第一項 の規定による決定を 受けて協定銀行が協定の定めによ り株式等の引受け等を行った金融 機関等又は 同項 の規定による決定 を受けて協定銀行が協定の定めに より株式の引受けを行った銀行持 株会社等の対象子会社（ 次条第七 項 において準用する 同条第三項 の 規定による承認を受けた承継子会 社（ 同条第七項 に規定する承継子 会社をいう。）を含む。）	対象子会社等

	第四条第一項 若しくはこの項の規 定により提出したものの、 第九条第 一項 （次項及び 次条第十一項 にお いて準用する場合を含む。）の規 定による承認を受けた変更後のも の又は 前条第一項 （次項及び 次条 第十一項 において準用する場合を 含む。）の規定若しくは 次条第七 項 において準用する 同条第三項 の 規定による承認を受けたもの	第十四条第三項 （ 同条第七項 において準用す る場合を含む。）の規定若しくは 同条第十一 項 若しくは 同条第十二項 （ 同項 において準用 する 第十三条第四項 を含む。）において準用 する 第十二条第一項 の規定による承認を受け たもの、 第十四条第十項 の規定若しくは 同条 第十二項 において準用する 第十三条第三項 の 規定により提出されたもの又は 第十四条第十 一項 若しくは 同条第十二項 （ 同項 において準 用する 第十三条第四項 を含む。）において準 用する 第九条第一項 の規定による承認を受け た変更後のもの
前 条 第 四 項	経営強化計画を提出した金融機関 等は	経営強化計画を提出した対象子会社等は
	経営強化計画を提出した金融機関 等（	経営強化計画を提出した対象子会社等（

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第十四条之二 会社法第二編第二章第四節の二の規定は、**第五条第一項**の規定による決定を
受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った金融機関等（**前条第一項**の規定
による認可を受けた場合における**同条第二項第一号**に規定する承継金融機関等を含む。）
又は銀行持株会社等（**第十三条第一項**の規定による認可を受けた場合における**同条第二項
第一号**に規定する会社及び**前条第八項**に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等を含
む。）であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるものの特別
支配株主（**同法第一百七十九条第一項**に規定する特別支配株主をいい、協定銀行を除く。**第
二十四条之二**において同じ。）については、適用しない。

第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

（金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み）

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から令和八年三月三十一日までに当該
金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受
け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株

式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成(金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。)である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者が連名でするものに限る。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から令和八年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

3 前二項に規定する「組織再編成金融機関等」とは、金融組織再編成に係る金融機関等であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

- 一 金融機関等が金融組織再編成(特定組織再編成、株式移転及び事業の一部を承継させる新設分割を除く。)を行う場合 当該金融機関等
- 二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金融機関等
 - イ 金融機関等が合併を行う場合 当該合併の後において存続する金融機関等又は当該合併により新たに設立される金融機関等
 - ロ 金融機関等が事業の全部を承継させる会社分割又は会社分割による事業の全部の承継を行う場合 当該分割により事業の全部を承継する金融機関等
 - ハ 金融機関等が事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合 事業の全部を譲り受ける金融機関等
- 三 金融機関等が株式移転を行う場合 当該金融機関等又は当該株式移転により株式移転設立完全親会社となる銀行持株会社等
- 四 金融機関等が事業の一部を承継させる新設分割を行う場合 当該金融機関等又は当該新設分割により新たに設立される金融機関等

4 第二項に規定する「組織再編成銀行持株会社等」とは、金融組織再編成を行う金融機関等に係る銀行持株会社等であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

- 一 金融機関等が金融組織再編成(特定組織再編成及び株式交換を除き、当該金融機関等が組織再編成金融機関等(前項に規定する組織再編成金融機関等をいう。以下同じ。)に該当するものに限る。)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等
- 二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 前項第二号イからハまでに定める金融機関等(当該特定組織再編成により新たに設立されるものを除く。)を子会社とする銀行持株会社等
- 三 金融機関等が株式交換を行う場合 当該株式交換により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社となる銀行持株会社等

(金融組織再編成に係る経営強化計画)

第十六条 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等(前条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この章及び第五章において同じ。)が同条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

- 一 経営強化計画の実施期間(三年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)
- 二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標
- 三 金融組織再編成の内容及び実施時期
- 四 第二号に掲げる目標を達成するための方策
- 五 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項
 - イ 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
 - ロ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等(当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。)の自己資本の充実のために前条第一項又は第二項の申込みをする場合にあっては、当該他の金融機関等)及びその子会社等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
- ハ 当該金融機関等が前条第一項の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容
- 二 組織再編成銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受け

て当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社（当該組織再編成銀行持株会社等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合における当該組織再編成金融機関等をいう。以下この章において同じ。）に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

六 その他政令で定める事項

2 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、同項第一号から第四号まで及び第五号（口を除く。）に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出することができる。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一 金融組織再編成（特定組織再編成を除く。）の当事者である銀行持株会社等

二 金融組織再編成（株式移転に限る。）の当事者である金融機関等であって、当該金融組織再編成により株式移転設立完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの

3 金融組織再編成（特定組織再編成を除く。）を行う金融機関等（前項各号に掲げる金融機関等を除く。）又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合において、当該金融機関等は、当該金融組織再編成の他の当事者が第一項の規定により経営強化計画を提出しているときは、同項に規定する経営強化計画に代えて、前項に規定する経営強化計画を提出することができる。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

4 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、金融機関等が第一項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行わなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。

（金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等）

第十七条 主務大臣は、前条第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第十五条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）が基本計画提出金融機関等（前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。）であって、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された前条第一項第五号口に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。）が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を返済することができない金融機関等でないこと。

八 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が基準適合金融機関等を他の当事者とするものであること。

二 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき（当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合に限る。）又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等）の存続又は金融組織再編成が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

ホ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ハ 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

五 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等であって、当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかったときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子

会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

□ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

□ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

八 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

二 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

(2) 当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。第十九条第三項において同じ。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

□ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

八 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる会社法第一百五十二条に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。））であって、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等若しくはその対象組織再編成子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該組織再編成銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行ったときは、当該組織再編成銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象組織再編成子会社に対して株式等の引受け等を行わなければならない。

4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。）に係る組織再編成促進特別措置法第三条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとする。

第十条第一項	金融機関等（以下この項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号。以下「金融機能強化法」という。）第二条第一項に規定する金融機関等（以下この項
	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
第十二条第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
	第七条	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条

第十二条第三項	認定経営 基盤強化 計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
第十二条第五項及び第十三条第一項	認定経営 基盤強化 計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
	第七条	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条
第十三条第三項	認定経営 基盤強化 計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
第十三条第五項	認定経営 基盤強化 計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
	第七条	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条
第十七条第一項及び第五項	認定経営 基盤強化 計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画

- 5 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が新たに金融機関等を設立する特定組織再編成であるときは、当該経営強化計画は、当該金融組織再編成の後においては、当該新たに設立された金融機関等が提出したものとみなして、この法律を適用する。
- 6 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が株式移転であるときは、当該金融組織再編成により株式移転設立完全親会社となった銀行持株会社等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

- 7 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部を承継させる新設分割であるときは、当該金融組織再編成により新たに設立された金融機関等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該新たに設立された金融機関等に事業の一部を承継させた金融機関等が前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該新たに設立された金融機関等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 8 第五条第四項から第六項までの規定は第一項の規定による決定について、第六条の規定は主務大臣が当該決定をした場合における前条第一項から第三項までの規定により提出を受けた経営強化計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第八条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、第八条の二の規定は第二十四条第一項に規定する対象組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等（第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。）が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の第三項の規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等」と、第六条中「その子会社等を含む。以下この条において同じ。」とあるのは「当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該金融機関等又はその子会社等の」と読み替えるものとする。

（募集株式等の割当て等の特例）

- 第十七条の二 会社法第二百六条の二**の規定は、協定銀行による株式の引受けに係る第十五条第一項又は第二項の申込みに係る組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等による協定銀行に対する同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は協定銀行との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

（農林中央金庫等に係る金融組織再編成の特例）

- 第十八条** 農林中央金庫が行う金融組織再編成に関する第二条第六項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並

びに農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二十四条第二項の規定に基づき同法第二条第一項に規定する特定農水産業協同組合等（同条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会を除く。以下この号において「特定農水産業協同組合等」という。）から同条第三項第一号、第二号及び第四号に規定する信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六条第一項及び第二項において「農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、**第十六条第一項**中「金融機関等は」とあるのは「金融機関等（農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業を譲り受ける場合にあっては、農林中央金庫を除く。以下この項において同じ。）は」と、**同条第二項**中「次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて」とあるのは「金融組織再編成（農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農林中央金庫は」と、「提出することができる」とあるのは「提出しなければならない」とする。

2 農業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する**第二条第六項**並びに**第十六条第一項**及び**第二項**の規定の適用については、**第二条第六項第六号**中「に限る。」とあるのは「並びに農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき農業協同組合から同法第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六条第一項及び第二項において「農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、**第十六条第一項**中「金融機関等は」とあるのは「金融機関等（農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合にあっては、当該農業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。）は」と、**同条第二項**中「次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて」とあるのは「金融組織再編成（農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農業協同組合連合会は」と、「提出することができる」とあるのは「提出しなければならない」とする。

3 漁業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する**第二条第六項**並びに**第十六条第一項**及び**第二項**の規定の適用については、**第二条第六項第六号**中「に限る。」とあるのは「並びに漁業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部

又は一部を譲り受ける場合（第十六条第一項及び第二項において「漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、**第十六条第一項**中「金融機関等は」とあるのは「金融機関等（漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあっては、当該漁業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。）は」と、**同条第二項**中「次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて」とあるのは「金融組織再編成（漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である漁業協同組合連合会は」と、「提出することができる」とあるのは「提出しなければならない」とする。

4 水産加工業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する**第二条第六項**並びに**第十六条第一項**及び**第二項**の規定の適用については、**第二条第六項第六号**中「に限る。」とあるのは「並びに水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六条第一項及び第二項において「水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。」と、**第十六条第一項**中「金融機関等は」とあるのは「金融機関等（水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあっては、当該水産加工業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。）は」と、**同条第二項**中「次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて」とあるのは「金融組織再編成（水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である水産加工業協同組合連合会は」と、「提出することができる」とあるのは「提出しなければならない」とする。

（金融組織再編成に係る経営強化計画の変更）

第十九条 主務大臣が**第十七条第一項**の規定による決定をした場合における**第十六条第一項**前段、**第二項**前段若しくは**第三項**前段又は**第十七条第六項**若しくは**第七項**（これらの規定を**第五項**において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この章において「計画提出金融機関等」という。）は、当該経営強化計画（この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は**第二十二條第一項**の規定による承認を受けたものを含む。以下**第二十一條**までにおいて単に「経営強化計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、

主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 前項の規定による経営強化計画の変更が**第十六条第一項第五号**八又は二に掲げる事項の変更に係るものであるときは、当該計画提出金融機関等は、機構を通じて、変更後の経営強化計画の承認を求めなければならない。

3 主務大臣は、**第一項**の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、**第一号**から**第三号**まで、**第四号イ**から**二**まで、**第五号**、**第六号イ**、**ロ**及び**二**（**二**）を除く。）並びに**第九号**に掲げる要件（**第十七条第一項**の規定による決定（**第一項**の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、**第四号ロ**から**二**まで、**第五号ロ**並びに**第六号ロ**及び**二**（**一**）に掲げる要件を除く。）の全てに該当する場合に限り、**第一項**の規定による承認をするものとする。ただし、経営強化計画の変更が**第十六条第一項第五号**八又は二に掲げる事項の変更に係るものであるときは、**第一号**から**第九号**までに掲げる要件の全てに該当する場合に限り、財務大臣の同意を得て、**第一項**の規定による承認を行うことができる。

一 変更後の経営強化計画に記載された**第十六条第一項第二号**に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 変更後の経営強化計画の実施により**前号**に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等（**第十七条第七項**（**第五項**において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画（**第十六条第一項**に規定する経営強化計画に係るものに限る。）を提出した金融機関等を含む。以下この章において同じ。）であって、当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が**第十五条第一項**若しくは**第二項**の申込みをしたもの又は**第十七条第一項**の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 変更後の経営強化計画に記載された**第十六条第一項第五号ロ**に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。）が**預金保険法第二条第四項**に規定する破綻金融機関、**農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項**に規定する経営困

難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が基準適合金融機関等を他の当事者とするものであること。

ニ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等でないとき（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合に限る。）又は当該計画提出金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等が銀行持株会社等である場合にあっては、当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等）の存続又は金融組織再編成が当該計画提出金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

ホ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が**第十五条第一項**の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該変更後の経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ヘ 組織再編成銀行持株会社等が**第十五条第二項**の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし変更後の経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

五 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等であって、当該計画提出金融機関等及び当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、**第十五条第一項**又は**第二項**の申込みをしなかったものであり、かつ、**第十七条第一項**の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものでないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑化が阻害されないこと。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等であること。

六 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその

子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

□ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等であること。

八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の見込みに照らし当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

二 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

(2) 当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の見込みに照らし変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

九 予見し難い経済情勢の変化その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

4 主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受けた計画提出金融機関等について、認定経営基盤強化計画に係る組織再編成促進特別措置法第六条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとする。

第十条第一項	金融機関等（以下この項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号。以下「金融機能強化法」という。）第二条第一項に規定する金融機関等（以下この項
	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画

第十二条第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
	第七条	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条
第十二条第三項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
第十二条第五項及び第十三条第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
	第七条	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条
第十三条第三項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
第十三条第五項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
	第七条	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条
第十七条第一項及び第五項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画

5 第五条第四項及び第六項の規定は第三項ただし書の場合における第一項の規定による承認について、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又はこの項において準用する第十七条第六項若しくは第七項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は当該承認に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第八条の規定は当該承認に従い組織再編成金融機関等が優先出資を

発行する場合について、[第十六条第五項](#)の規定は主務大臣が[第一項](#)の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、[第十七条第二項](#)、[第三項](#)及び[第五項から第七項](#)までの規定は[第一項](#)の規定による承認に係る変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五 条第 六項	第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等	第十五条第一項の申込みをした計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等
第六 条	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等
	当該金融機関等の	当該計画提出金融機関等又はその子会社等の
第十 七条 第六 項	前条第二項の規定により提出した経営強化計画	前条第二項の規定により提出した経営強化計画（ 第十九条第一項 の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）
第十 七条 第七 項	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画（ 第十九条第一項 の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）

（金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等）

第二十条 計画提出金融機関等（経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）

は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る[第十七条第一項](#)の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権（[同項](#)の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 [第十七条第一項](#)の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

（1） 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

（2） 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

（3） 当該株式又は（1）若しくは（2）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 [第十七条第一項](#)の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

3 [第六条](#)の規定は、主務大臣が[第一項](#)の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。この場合において、[同条](#)中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等の」と読み替えるものとする。

（金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置）

第二十二条 基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、[第十七条第一項](#)の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。）は、その実施している経営強化計画（[第十六条第一項](#)若しくは[第十七条第七項](#)（[第十九条第五項](#)において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、[第十九条第一項](#)の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたも

のをいう。)の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、**第十六条第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びロ**に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 主務大臣は、**前項**の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、**同項**の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された**第十六条第一項第二号**に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により**前号**に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された**第十六条第一項第五号ロ**に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

3 基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等(当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、**第十七条第一項**の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。)は、その実施している経営強化計画(**第十六条第二項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項**(これらの規定を**第十九条第五項**において準用する場合を含む。))の規定により提出したもの又は**第十九条第一項**の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。)の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一 経営計画の期間(三年を超えないものに限る。)

二 経営計画の期間中の収益見通し

三 **前号**の見通しを達成するための方策

四 責任ある経営体制(経営計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)

の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

五 その他主務省令で定める事項

4 **第六条**の規定は主務大臣が**第一項**の規定による承認をした場合における**同項**の規定により提出を受けた経営強化計画又は**前項**の規定により提出を受けた経営計画について、**第十二条第三項及び第四項並びに第十六条第五項**の規定は主務大臣が**第一項**の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、**前二条**の規定は**前項**の規定により提出された経営計画について、それぞれ準用する。この場合において、**第六条**中「金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「計画提出金融機関等(当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。))又はその子会社等」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と、**第十二条第三項**中「金融機関等又は対象子会社(当該経営強化計画を当該対象子会社と)」とあるのは「計画提出金融機関等(当該経営強化計画を)」と、**同条第四項**中「**第一項**」とあるのは「**第二十二條第一項**」と読み替えるものとする。

(組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等)

第二十三條 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等(この項の規定による認可を受けた場合における**次項第一号**に規定する会社を含む。)であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの(以下この条及び**次条**において「発行組織再編成金融機関等」という。)は、株式交換(当該発行組織再編成金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。)又は株式移転(以下この条において「株式交換等」という。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、**前項**の規定による認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等(新たに設立されるものを含む。)であること。

二 株式交換等により協定銀行が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が**前号**に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行組織再編成金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

- 3 発行組織再編成金融機関等が**第一項**の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等（**次条第六項**に規定する承継組織再編成子会社を含む。**次項**において同じ。）であって、経営強化計画（**第十六条第一項から第三項まで**、**第十七条第六項**若しくは**第七項**（これらの規定を**第十九条第五項**において準用する場合を含む。）若しくはこの項の規定により提出したものの、**第十九条第一項**（**第五項及び次条第十一項**において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は**前条第一項**（**第五項及び次条第十一項**において準用する場合を含む。）の規定若しくは**次条第六項**において準用する**同条第三項**の規定による承認を受けたものをいう。以下この項において「旧経営強化計画」という。）を実施しているものは、旧経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社と連名で、当該旧経営強化計画に記載された事項（当該旧経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
 - 二 その他主務省令で定める事項
- 4 発行組織再編成金融機関等が**第一項**の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等であって、経営計画（**前条第三項**（**次項及び次条第十一項**において準用する場合を含む。）の規定、この項の規定又は**次条第六項**において準用する**同条第五項**の規定により提出したものをいう。）を実施しているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社と連名で、当該経営計画に記載された事項（当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 5 **第六条**の規定は主務大臣が**第三項**の規定により提出を受けた経営強化計画又は**前項**の規定により提出を受けた経営計画について、**第十九条第一項**、**第三項**（ただし書を除く。）及び**第五項**の規定は当該経営強化計画（この項において準用する**同条第一項**の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する**前条第一項**の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、**前三条**の規定は当該経営強化計画又は当該経営計画（この項において準用する**前条第三項**の規定により提出されたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六条	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等
	当該金融機関等の	当該計画提出金融機関等又はその子会社等の
第十九条第一項	主務大臣が 第十七条第一項 の規定による決定をした場合における 第十六条第一項前段 、 第二項前段 若しくは 第三項前段 又は 第十七条第六項 若しくは 第七項 （これらの規定を 第五項 において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この章において「計画提出金融機関等」という。）は	第二十三条第三項 の規定により経営強化計画を提出した計画提出金融機関等は
第十九条第三項	、 第四号イ から二まで、 第五号 、 第六号イ 、 ロ 及び二（（2）を除く。）並びに 第九号 に掲げる要件（ 第十七条第一項 の規定による決定（ 第一項 の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、 第四号ロ から二まで、 第五号ロ 並びに 第六号ロ 及び二（1）に掲げる要件を除く。）	及び 第七号 から 第九号 までに掲げる要件
	七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。	七 変更後の経営強化計画に 第十六条第一項第五号ロ に掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

	八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。	八 変更後の経営強化計画に 第十六条第一項第五号 口に掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。
第二十条第一項	計画提出金融機関等（経営強化計画	第二十三条第三項 又は 第四項 の規定により経営強化計画又は経営計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画
	協定銀行が当該経営強化計画	協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画
前条第一項	基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、 第十七条第一項 の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限り。）は	第二十三条第三項 の規定により経営強化計画（ 第十六条第一項第五号 口に掲げる方策を記載したものに限り。）を提出した計画提出金融機関等は
	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画に係る 第十七条第一項 の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等

前条第三項	基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、 第十七条第一項 の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限り。）は	第二十三条第三項 又は 第四項 の規定により経営強化計画（ 第十六条第一項第五号 口に掲げる方策を記載したものを除く。）又は経営計画を提出した計画提出金融機関等は
	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る 第十七条第一項 の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等

（組織再編成金融機関等の合併等の認可等）

第二十四条 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における**次項第一号**に規定する承継組織再編成金融機関等を含む。）であつて協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象組織再編成金融機関等」という。）は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、**前項**の規定による認可をするものとする。

一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画（**第十六条第一項**から**第三項**まで若しくは**第十七条第六項**若しくは**第七項**（これらの規定を**第十九条第五項**において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、**第十九条第一項（第十一項**において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は**第二十二条第一項（第十一項**において準用する場合を含む。）若しくは**次項**の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（**第二十二条第三項（第十一項**において準用する場合を含む。）又は**第五項**の規定により提出したものをいう。）に係る事業（以下この項において「計画関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。）であること。

二 当該対象組織再編成金融機関等が**前号**に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象組織再編成金融機関等（承継組織再編成金融機関等を含む。）の経営の強化に支障が生じないこと。

- 三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが
 確実であること。
- 四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若し
 くは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。
- 五 その他政令で定める要件
- 3 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象組織再編成金融機関等が第一項
 の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継組織再編
 成金融機関等があるときは、当該承継組織再編成金融機関等は、主務省令で定めるところ
 により、**第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イ**に掲げる事項（当該経営強
 化計画に**同号**口に掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）その
 他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受け
 なければならない。
- 4 主務大臣は、**前項**の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該
 当する場合に限り、**同項**の規定による承認をするものとする。
- 一 経営強化計画に記載された**第十六条第一項第二号**に掲げる目標が主務省令で定める基
 準に適合するものであること。
- 二 経営強化計画の実施により**前号**に規定する目標が達成されると見込まれること。
- 三 経営強化計画に**第十六条第一項第五号**口に掲げる方策が記載されているときは、当該
 方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれ
 ることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであるこ
 と。
- 四 経営強化計画に**第十六条第一項第五号**口に掲げる方策が記載されていないときは、当
 該経営強化計画の実施により当該承継組織再編成金融機関等又はその子会社等が業務を
 行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。
- 五 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 5 **第二項第一号**に規定する経営計画を実施している対象組織再編成金融機関等が**第一項**
 の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継組織再編成
 金融機関等があるときは、当該承継組織再編成金融機関等は、主務省令で定めるところに
 より、**第二十二條第三項第一号から第四号**までに掲げる事項その他主務省令で定める事項
 を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 6 **前各項**の規定は、**第十七条第一項**の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めによ
 り株式の引受けを行った組織再編成銀行持株会社等の対象組織再編成子会社又は**同項**の規
 定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成
 金融機関等（承継組織再編成金融機関等を含む。）であって当該組織再編成金融機関等が
 行う株式交換若しくは株式移転により対象組織再編成金融機関等でなくなったもの（この
 項において準用する**第二項第一号**に規定する他の金融機関等（以下この条において「承継

組織再編成子会社」という。）を含む。以下この条において「対象組織再編成子会社等」
 という。）のうち、経営強化計画（**第十六条第一項から第三項**まで、**第十七条第六項**若し
 くは**第七項**（これらの規定を**第十九条第五項**において準用する場合を含む。）、**前条第三
 項（第十二項）**において準用する場合を含む。）若しくは**第九項**の規定により提出したも
 の、**第十九条第一項（前条第五項（第十二項）**において準用する場合を含む。）、**第十一項
 及び第十二項**において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又
 は**第二十二條第一項（前条第五項（第十二項）**において準用する場合を含む。）、**第十一項
 及び第十二項**において準用する場合を含む。）の規定若しくはこの項において準用する**第
 三項**の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（**第二十二條第三項（前条第
 五項（第十二項）**において準用する場合を含む。）、**第十一項及び第十二項**において準用す
 る場合を含む。）の規定、**前条第四項（第十二項）**において準用する場合を含む。）の規
 定、この項において準用する**前項**の規定又は**第十項**の規定により提出したものをいう。）
 を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中
 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	合併等	協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る 第十七条第一項 の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併等
第二項	合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画（ 第十六条第一項から第三項 まで若しくは 第十七条第六項 若しくは 第七項 （これらの規定を 第十九条第五項 において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、 第十九	当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等が、当該金融機関等又は合併等の後において当該経営強化計画若し

	<p>条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二條第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（第二十二條第三項（第十一項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものをいう。）に係る事業</p>	<p>くは経営計画に係る事業</p>
	<p>以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。）であること</p>	<p>）を子会社とする銀行持株会社等であること</p>
	<p>前号</p>	<p>第六項</p>
	<p>承継組織再編成金融機関等を含む</p>	<p>承継組織再編成子会社を含む</p>
第三項	<p>前項第一号に規定する</p>	<p>第六項に規定する</p>
	<p>承継組織再編成金融機関等</p>	<p>承継組織再編成子会社</p>
	<p>第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項</p>	<p>当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等と連名で、第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項</p>
第四項	<p>承継組織再編成金融機関等</p>	<p>承継組織再編成子会社</p>
前項	<p>第二項第一号に規定する</p>	<p>第六項に規定する</p>
	<p>承継組織再編成金融機関等</p>	<p>承継組織再編成子会社</p>
	<p>第二十二條第三項第一号から第四号までに掲げる事項</p>	<p>当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社</p>

	<p>等と連名で、第二十二條第三項第一号から第四号までに掲げる事項</p>
--	---------------------------------------

- 7 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。）を含む。次項において同じ。）は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 8 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。
- 一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行組織再編成金融機関等であること又は当該発行組織再編成金融機関等に係る対象組織再編成子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。
 - 二 合併等により当該発行組織再編成金融機関等（前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。）による当該発行組織再編成金融機関等に係る対象組織再編成子会社等の経営管理が阻害されないこと。
 - 三 合併等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。
 - 四 その他政令で定める要件
- 9 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第七項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象組織再編成子会社等であって、第六項に規定する経営強化計画（以下この項において「旧経営強化計画」という。）を実施しているものは、旧経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該旧経営強化計画に記載された事項（当該旧経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
 - 二 その他主務省令で定める事項
- 10 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第七項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、第八項第

一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象組織再編成子会社等であって、第六項に規定する経営計画を実施しているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該経営計画に記載された事項（当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

11 第六条の規定は主務大臣が第三項（第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による承認をした場合における第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第五項（第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出を受けた経営計画について、第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第五項の規定は主務大臣が第三項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は第三項の規定による承認を受けた場合における同項の規定により経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、第二十条及び第二十一条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社（当該経営強化計画又は経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）について、第二十二条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六条	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社（当該経営強化計画又は経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はこれらの子会社等
	当該金融機関等の	当該承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社又はこれらの子会社等の
第十四条第	承継金融機関等	承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社（当該経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）

五項		
第十四条第六項	第一項	第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）
第十九条第三項	、第四号イから二まで、第五号、第六号イ、ロ及び二（（2）を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロから二まで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二（1）に掲げる要件を除く。）	及び第七号から第九号までに掲げる要件
	七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。	七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
	八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。	八 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社又はこれらの

		子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。
第 二 十 二 条 第 一 項	基本計画提出金融機関等である	第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた経営強化計画（第十六条第一項第五号口に掲げる方策を記載したものに限り、）を提出した
	第十六条第一項若しくは第十七条第七項（第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの、第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの	第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項において準用する第二十二條第一項の規定による承認を受けたもの又は第二十四条第十一項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの
	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等
第 二 十 二 条 第 三 項	基本計画提出金融機関等でない	第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画（同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものに限る、）を提出した
	経営強化計画（第十六条第二項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第	経営強化計画等（経営強化計画（第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項

	第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。）	において準用する第二十二條第一項の規定による承認を受けたもの又は第二十四条第十一項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）又は経営計画（第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第十一項において準用する第二十二條第三項の規定により提出したものをいう。）をいう。以下この項において同じ。）
	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画等に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等
	当該経営強化計画	当該経営強化計画等

12 第六條の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第二十二條第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、第二十条から第二十二條までの規定は当該経営強化計画又は当該経営計画（この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、前條の規定は承継組織再編成金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第 六 条	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	対象組織再編成子会社等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等
	当該金融機関等の	当該対象組織再編成子会社等又はその子会社等の

第十九条第一項	主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この章において「計画提出金融機関等」という。）	対象組織再編成子会社等
第十九条第三項	、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及び二（（2）を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二（1）に掲げる要件を除く。）	及び第七号から第九号までに掲げる要件
	七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。	七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
	八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。	八 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該対象組織再編成子会社等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

第十九条第五項	計画提出金融機関等（	対象組織再編成子会社等（
	当該計画提出金融機関等	当該対象組織再編成子会社等
第二十条第一項	計画提出金融機関等（経営強化計画	対象組織再編成子会社等（経営強化計画又は経営計画
第二十条第三項	計画提出金融機関等（当該経営強化計画	対象組織再編成子会社等（当該経営強化計画又は経営計画
	当該計画提出金融機関等	当該対象組織再編成子会社等
第二十一条	計画提出金融機関等（当該経営強化計画	対象組織再編成子会社等（当該経営強化計画又は経営計画
第十二条	基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七	第二十四条第九項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第五号ロに掲げる方策を記載したものに限る。）を提出した対象組織再編成子会社等

条 第 一 項	条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。)	
	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等
第 二 十 二 条 第 三 項	基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。)	第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第五号口に掲げる方策を記載したものを除く。）又は経営計画を提出した対象組織再編成子会社等
	経営強化計画（第十六条第二項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。）	経営強化計画等（経営強化計画（第二十四条第九項の規定により提出したもの、同条第十二項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十四条第十二項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（第二十四条第十項の規定又は同条第十二項において準用する第二十二条第三項の規定により提出したものをいう。）をいう。以下この項において同じ。）
	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画等に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等
	当該経営強化計画	当該経営強化計画等

第 二 十 二 条 第 四 項	計画提出金融機関等	対象組織再編成子会社等
	前条第三項	計画提出金融機関等（次条第六項に規定する承継組織再編成子会社を含む。次項において同じ。）
前 条 第 三 項	第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）若しくはこの項の規定により提出したもの、第十九条第一項（第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項（第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定若しくは次条第六項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたもの	第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項若しくは同条第十二項（同項において準用する第二十三条第五項を含む。）において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたもの、第二十四条第九項の規定若しくは同条第十二項において準用する第二十三条第三項の規定により提出したもの又は第二十四条第十一項若しくは同条第十二項（同項において準用する第二十三条第五項を含む。）において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの
	前条第四項	計画提出金融機関等
前 条 第 四 項	前条第三項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規	第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定、同条第

	定、この項の規定又は次条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したもの	十一項若しくは同条第十二項（同項において準用する第二十三条第五項を含む。）において準用する第二十二条第三項の規定、第二十四条第十項の規定又は同条第十二項において準用する第二十三条第四項の規定により提出したもの
前条第五項	計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画	対象組織再編成子会社等（当該経営強化計画又は経営計画
	当該計画提出金融機関等又はその子会社等	当該対象組織再編成子会社等又はその子会社等
	提出した計画提出金融機関等は	提出した対象組織再編成子会社等は

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第二十四条の二 会社法第二編第二章第四節の二の規定は、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成金融機関等（前条第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等を含む。）又は組織再編成銀行持株会社等（第二十三条第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する会社及び前条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等を含む。）であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるものの特別支配株主については、適用しない。

第四章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置

（協同組織中央金融機関の業務の特例等）

第二十五条 協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関（当該協同組織中央金融機関の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）から当該協同組織金融機関（金融組織再編成（協同組織金融機関を当事者とするものに限る。以下この章において同じ。）を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関に係る組織再編成金融機関等である協同組織金融機関。以下この章において「対象協同組織金融機関」という。）が発行する優先出資の引受け又は対象協同組織金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けに係る申込みを受けた場合において、機構に対し当該引受け又は貸付けに係る信託受益権等（取得優先出資等（協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資若

しくは当該優先出資について分割された優先出資又は協同組織中央金融機関が取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のみを信託する信託の受益権又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第五項に規定する優先出資若しくは同条第七項に規定する特定社債（取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する同条第一項に規定する特定資産として定める同条第四項に規定する資産流動化計画に従い発行されるものに限る。）であつて政令で定めるものをいう。以下この章及び第五章において同じ。）の買取りに係る申込みをしようとするときは、当該引受け又は貸付けに係る申込みをした協同組織金融機関（金融組織再編成を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。）に対し、経営強化計画の提出を求めなければならない。

2 前項の経営強化計画は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に応じ当該各号に定める事項のほか、当該協同組織金融機関が同項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをする場合には当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容を含むものでなければならない。

一 協同組織金融機関（次号に掲げるものを除く。） 第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

二 金融組織再編成を行う協同組織金融機関 第十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該協同組織金融機関が前項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをする場合にあつては、当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る同条第一項第五号イ及びロに掲げる事項を含む。）その他政令で定める事項

3 協同組織中央金融機関は、金融組織再編成（特定組織再編成を除く。）を行う協同組織金融機関から第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みを受けた場合において、当該金融組織再編成の他の当事者が前項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出しているときは、当該申込みをした協同組織金融機関に対し、当該事項を記載した経営強化計画に代えて、第十六条第一項第一号から第四号まで及び第五号イに掲げる事項、当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容その他政令で定める事項を含む経営強化計画の提出を求めることができる。

4 協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、協同組織金融機関が第一項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

（経営強化計画等）

第二十七条 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該対象協同組織金融機関が第二十五条第一項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、当該対象協同組織金

融機関が同条第一項の規定により提出した経営強化計画（当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあっては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画）を主務大臣に提出しなければならない。

2 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画（対象協同組織金融機関の経営強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。以下この章において同じ。）を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関が前項の規定により提出する経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が次条第一項の規定による決定を受け行う経営指導の内容
- 二 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容
- 三 その他政令で定める事項

（信託受益権等の買取りの決定）

第二十八条 主務大臣は、前条第一項及び第二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。

- 一 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。
 - イ 第五条第一項第一号から第五号までに掲げる要件に該当すること。
 - ロ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。
- 二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるとき又は当該取得優先出資等について同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合するものであること。
 - イ 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - ロ 経営強化計画の実施によりイに規定する目標が達成されると見込まれること。
 - ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合するものであること。

- （1） 第十七条第一項第四号イから八までに掲げる要件に該当すること。
- （2） 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ホ 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関でないときは、第十七条第一項第五号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

三 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 経営強化計画の実施によりイに規定する目標が達成されると見込まれること。

ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

二 第十七条第一項第六号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ホ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関の金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

四 前条第二項の規定により提出された経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化指導計画の実施が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関から前条第一項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。

ロ 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関が前条第一項の規定により提出した経営強化計画（第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第三十三条第一項の規定により提出したものを含む。）を実施するために必要な指導を行うことができる。

3 第五条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による決定について、第八条の二の規定は第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する信託受益権等（第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行対象協同組織金融機関等」という。）が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第二十六条の申込みをした協同組織中央金融機関」と、第八条の二中「、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは「及び」と読み替えるものとする。

（経営強化計画等の公表）

第二十九条 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第二十七条第一項及び第二項の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画を公表するものとする。ただし、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

（経営強化計画等の変更）

第三十条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関（以下この章において「計画提出協同組織金融機関」という。）は、当該経営強化計画（この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第二号又は第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 変更後の経営強化計画に第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号口に掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 変更後の経営強化計画に第四条第一項第七号及び第十六条第一項第五号口に掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出協同組織金融機関が業務を行っている地域における金融の円滑化が阻害されないこと。

五 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六 予見し難い経済情勢の変化その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画（この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化指導計画」という。）の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化指導計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により変更後の経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 変更後の経営強化指導計画の実施が当該変更後の経営強化指導計画に係る経営強化計画の実施に資するものであること。

二 変更後の経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 経営強化計画の変更その他経営強化指導計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

5 前条の規定は、主務大臣が第一項又は第三項の規定による承認をした場合におけるこれらの規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画について準用する。

（経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置）

第三十一条 計画提出協同組織金融機関又は第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、その実施している経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画又は経営強化指導計画に係る同項の規定による決定を受けて協定の定めにより

取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合は、この限りでない。

2 第二十九条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

第三十二条 主務大臣は、協定銀行が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画又は経営強化指導計画に記載された措置であって当該経営強化計画又は経営強化指導計画に従って実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第三十三条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）は、その実施している経営強化計画（第二十七条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。

2 対象協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営強化指導計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。

3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、その実施している経営強化計画（第二十七条第一項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。）の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全

部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 経営計画の期間（三年を超えないものに限る。）
- 二 経営計画の期間中の収益見通し
- 三 前号の見通しを達成するための方策
- 四 責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
- 五 その他主務省令で定める事項

4 前項に規定する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出する経営計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 第二十八条第二項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営計画について、第二十九条の規定は主務大臣が第一項及び第二項の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営計画及び経営指導計画について、前二条の規定は当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、それぞれ準用する。

(協同組織金融機関の合併等の認可)

第三十四条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継協同組織金融機関を含む。以下この条において「対象協同組織金融機関等」という。）であって協定銀行が現に保有する当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるものは、合併等（合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

- 一 合併等の後において当該取得優先出資等に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象協同組織金融機関等であること又は当該対象協同組織金融機関等が実施している経営強化計画（第二十七条第一項、前条第一項（第七項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定により提出したもの又は第三十条第一項（第七項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）若しくは経営計画（前条第三項（第七項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものをいう。）に係る事業（以下この項において「計画関連業務」という。）の全部を承

継する他の協同組織金融機関（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継協同組織金融機関」という。）であること。

- 二 当該計画提出協同組織金融機関が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象協同組織金融機関等（承継協同組織金融機関を含む。）の経営の強化に支障が生じないこと。
 - 三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
 - 四 合併等により協定銀行が取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難になると認められる場合でないこと。
 - 五 その他政令で定める要件
- 3 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象協同組織金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、**第四条第一項第一号から第四号まで**に掲げる事項（当該経営強化計画に**同項第七号**又は**第十六条第一項第五号**口に掲げる方策が記載されている場合にあつては、**第四条第一項第七号**に掲げる方策を含む。）その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 4 承継協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該承継協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 5 **第二項第一号**に規定する経営計画を実施している対象協同組織金融機関等が**第一項**の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、**前条第三項第一号から第四号まで**に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 6 前項に規定する場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該承継協同組織金融機関が**同項**の規定により提出する経営計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営指導計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 7 **第二十八条第二項**の規定は主務大臣が**第三項**の規定により提出を受けた経営強化計画又は**第五項**の規定により提出を受けた経営計画について、**第二十九条**の規定は主務大臣が**第三項**及び**第四項**の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画又は**前二項**の規定により提出を受けた経営計画及び経営指導計画について、**第三十一条**及び**第三十二**

条の規定は当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、**前条**の規定は当該経営強化計画（この項において準用する**同条第一項**の規定により提出されたものを含む。）又は当該経営計画（この項において準用する**同条第三項**の規定により提出されたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十八 条第 二項	対象協同組織金融機関	承継協同組織金融機関
前条 第一 項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について 第二十五条第一項 の規定により 同条第二項第一号 若しくは 第二号 に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は 同条第一項 の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）	第三十四条第三項 の規定により経営強化計画（ 第四条第一項第七号 に掲げる方策を記載したものに限る。）を提出した承継協同組織金融機関
	協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が当該経営強化計画に係る 第二十八条第一項 の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等
前条 第二 項	対象協同組織金融機関	承継協同組織金融機関
前条 第三 項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について 第二十五条第一項 の規定により 同条第三項 に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）	第三十四条第三項 又は 第五項 の規定により経営強化計画（ 第四条第一項第七号 に掲げる方策を記載したものを除く。）又は

		経営計画を提出した承継協同組織金融機関
	協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等
前条第四項及び第五項	対象協同組織金融機関	承継協同組織金融機関

第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から令和八年三月三十一日までに協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の発揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五十五条第一項、第二百二十六条の二十二第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

- 一 協同組織金融機関
- 二 第二条第一項第十号から第十二号までに掲げる者
- 三 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合
- 四 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合
- 五 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合

(協同組織金融機能強化方針)

第三十四条の三 協同組織中央金融機関等が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針（協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するための方針をいう。以下同じ。）並びに当該申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項
- 二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの
- 三 前二号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針
- 四 前条の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの
- 五 当該協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
- 六 その他政令で定める事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。

3 第一項第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した優先出資をいい、分割された優先出資を含む。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し優先出資の引受け等その他主務省令で定める支援（以下この項及び第三十四条の六第三項において「特定支援」という。）に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行った協同組織金融機関等（前条第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。

(優先出資の引受け等の決定)

第三十四条の四 主務大臣は、前条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに第

三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

- 一 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するために適切なものであること。
- 二 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 三 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。
- 四 第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等が協同組織金融機能強化方針の内容及び協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること。
- 五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。
- 六 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、協定銀行が当該協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、特別関係協同組織金融機関等（前条第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下この章において同じ。）に対して同条第一項第三号に規定する経営指導を行うことができる。

- 3 主務大臣は、第一項の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を第三十四条の二の申込みをした協同組織中央金融機関等及び機構に通知しなければならない。

（協同組織金融機能強化方針の公表）

第三十四条の五 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第三十四条の三第一項の協同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を公表するものとする。ただし、当該協同組織金融機能強化方針に係る協同組織金融関係機関が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該協同組織金融関係機関の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該協同組織金融関係機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

（優先出資の発行等の特例）

第三十四条の六 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

- 2 協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。
- 3 第八条の二の規定は第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等であって当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行特別関係協同組織金融機関等」という。）が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八条の二中「第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは、「第五十五条第五項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び」と読み替えるものとする。

（協同組織金融機能強化方針の変更）

第三十四条の七 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針（この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下この章において単に「協同組織金融機能強化方針」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

- 一 変更後の協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するために適切なものであること。
- 二 変更後の協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 予見し難い経済情勢の変化その他協同組織金融機能強化方針の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

3 第三十四条の三第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針の提出を受けた場合について、第三十四条の五の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の協同組織金融機能強化方針について、それぞれ準用する。

(協同組織金融機能強化方針に記載された事項の適切な実施を確保するための監督上の措置等)

第三十四条の八 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

一 特別関係協同組織金融機関等の名称

二 特別関係協同組織金融機関等から取得した優先出資又は貸付債権の額及びその内容

三 前号に規定する優先出資又は貸付債権の処分、償還又は返済の状況

四 前二号に掲げるもののほか、第三十四条の三第三項に規定する特定支援の実施状況として主務省令で定める事項

五 特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況

六 前号に掲げるもののほか、協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況

2 第三十四条の五の規定は、主務大臣が前項の規定により同項各号に掲げる事項について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

第三十四条の九 主務大臣は、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該協同組織金融機能強化方針に記載された事項の適切な実施を確保するため、その必要な限度において、当該協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等に対し、当該事項の実施状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導の改善のための措置その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

(実施計画の認定)

第三十四条の十 金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）であって、その主として業務を行っている地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサービスとして主務省令で定めるもの（次項第四号及び第三項において「基盤的金融サービス」という。）の提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして経営基盤の強化のための措置（次に掲げる行為（以下この条において「組織再編成等」という。）を含むものに限る。）を実施するもの（以下第三項までにおいて「経営基盤強化実施金融機関等」という。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該措置の実施に関する計画（以下この条及び次条第一項において「実施計画」という。）を作成し、令和八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。この場合において、実施計画に係る組織再編成等が第一号から第四号までに掲げるものであるときは、経営基盤強化実施金融機関等以外の当該組織再編成等の当事者である金融機関等と当該実施計画を共同して作成し、主務大臣の認定を申請するものとする。

一 合併（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

二 事業の全部を承継させる会社分割（金融機関等が共同して行う新設分割及び吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）に限る。）

三 会社分割による事業の全部の承継（吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）によるものに限る。）

四 事業の全部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

五 株式交換（当該株式交換により株式交換完全親株式会社となる者が金融機関等又は銀行持株会社等である場合に限る。）

六 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であって、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社が銀行持株会社等である場合に限る。）

七 他の金融機関等又は銀行持株会社等への株式の交付（当該交付により当該他の金融機関等又は銀行持株会社等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第三号及び前二号に掲げる場合を除く。）

八 他の金融機関等又は銀行持株会社等からの株式の取得（当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。）

九 前各号に掲げる行為以外の金融組織再編成その他の金融機関等の業務の効率の向上が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるものとして主務省令で定めるもの

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 前項の申請をする金融機関等（以下第四項までにおいて「申請金融機関等」という。）の商号又は名称

- 二 実施計画の実施期間（五年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
 - 三 組織再編成等その他の事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び実施時期
 - 四 前号に規定する措置の実施による経営の改善その他の申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項
 - 五 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
 - 六 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの
 - 七 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）のうちに機構が第三号に規定する措置の実施に要する経費（主務省令で定めるものに限る。）の一部に充てるための資金を交付するための契約（第三十四条の十五及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。）の締結の申込みを予定している金融機関等がある場合にあっては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項
 - 八 その他政令で定める事項
- 3 主務大臣は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 申請金融機関等が基準適合金融機関等であること。
 - 二 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）により提供される基盤的金融サービスが、その主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として主務省令で定める場合に該当するものであること。
 - 三 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が、その主として業務を行っている地域の全部又は相当部分における人口の減少等により、当該地域における基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあるものであること。
 - 四 当該実施計画に記載された組織再編成等の当事者である金融機関等が、主として対面により基盤的金融サービスを提供している金融機関等（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供していると認められるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。）であること。
 - 五 当該実施計画の実施により申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られると見込まれること。

- 六 当該実施計画に記載された前項第三号に規定する措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。
 - 七 当該実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
 - 八 申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
 - 九 その他政令で定める要件
- 4 主務大臣は、申請金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会である場合において、前項の認定をしようとするときは、当該農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、第三項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る実施計画を公表するものとする。ただし、実施計画につき当該認定を受けた金融機関等（以下この章及び第三十五条第三項において「認定金融機関等」という。）（当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等により新たに設立される銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。）又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該認定金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。
- 6 主務大臣は、第三項の認定をした場合において、当該認定に係る実施計画に第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該実施計画の内容を機構に通知しなければならない。
- 7 主務大臣が第三項の認定をした場合において、当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等が新たに金融機関等を設立するものであるときは、当該組織再編成等の後においては、当該組織再編成等により新たに設立された金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。
- 8 認定金融機関等が合併等（次条第一項に規定する認定実施計画に係る組織再編成等が行われた後に行うものに限る。）を行ったことにより当該認定実施計画に係る事業の全部を承継した金融機関等（以下この項において「承継金融機関等」という。）があるときは、当該合併等の後においては、当該承継金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の特例）

- 第三十四条の十四 主務大臣が第三十四条の十第三項の認定（第三十四条の十一第一項の認定を含む。）をした場合には、認定金融機関等について、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条の認定を受けたものとみなして、同法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含

む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条第一項	金融機関等 (以下この項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号。以下「金融機能強化法」という。)第二条第一項に規定する金融機関等(以下この項
	認定経営基盤強化計画	認定実施計画(金融機能強化法第三十四条の十一第一項に規定する認定実施計画をいう。以下同じ。)
第十二条第一項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
	第七条	金融機能強化法第三十四条の十第五項(金融機能強化法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)
	同法	信用金庫法
第十二条第三項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
第十二条第五項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
	第七条	金融機能強化法第三十四条の十第五項
	同法	信用金庫法
第十三条第一項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
	第七条	金融機能強化法第三十四条の十第五項
	同法	労働金庫法
第十三条第三項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
第十三条第五項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画

	第七条	金融機能強化法第三十四条の十第五項
	同法	労働金庫法
第十七条第一項及び第五項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画

(資金交付契約)

第三十四条の十五 認定金融機関等(認定実施計画に第三十四条の十第二項第七号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第四項並びに第三十五条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行うことができる。

- 2 前項の規定による申込みを行った認定金融機関等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
- 3 機構は、第一項の規定による申込みがあった場合において、その財務の状況その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金交付契約を締結することができる。
- 4 機構は、前項の規定により締結した資金交付契約に基づき認定金融機関等に資金(第三十四条の十第二項第七号に規定する資金をいう。次項及び第三十五条第三項において同じ。)を交付したときは、直ちに、主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。
- 5 第三項の規定により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における第四十三条の二第一項に規定する積立金の一部をもって充てるものとする。
- 6 前各項の規定は、資金交付契約の変更について準用する。この場合において、第一項中「対し、令和八年三月三十一日までに」とあるのは、「対し、」と読み替えるものとする。

第五章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第三十五条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、協定銀行と、金融機関等の自己資本の充実のための業務の委託に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、及び当該協定を実施するための次の業務を行うことができる。

- 一 協定銀行に対し、第三十九条第一項の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。
- 二 協定銀行に対し、第四十条の規定による損失の補てんを行うこと。
- 三 第四十一条第二項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項に規定する「金融機関等の自己資本の充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。
- 一 第五条第一項の規定による決定に従い金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。
 - 二 第五条第一項の規定による決定に従い金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。
 - 三 第十七条第一項の規定による決定（第十九条第一項の規定による承認を含む。次号及び次条において同じ。）に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。
 - 四 第十七条第一項の規定による決定に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。
 - 五 第二十八条第一項の規定による決定に従い信託受益権等の買取りを行うこと。
 - 五の二 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等が発行する優先出資の引受けを行うこと。
 - 五の三 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。
 - 六 取得株式等（第十条第二項に規定する取得株式等、第二十条第二項に規定する取得株式等又は第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次条において同じ。）の譲渡その他の処分をすること。
 - 七 取得貸付債権（第十条第一項に規定する取得貸付債権、第二十条第一項に規定する取得貸付債権又は第三十四条の三第三項に規定する取得貸付債権をいう。次条において同じ。）の譲渡その他の処分をすること。
 - 八 第五号の規定による買取りにより取得した信託受益権等の譲渡その他の処分をすること。
 - 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 機構は、第一項及び預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第三十四条の十五第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により資金交付契約の締結又は変更をし、当該資金交付契約の履行として認定金融機関等に資金を交付すること及びこれに附帯する業務を行うことができる。

（協定）

第三十六条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 協定銀行は、第五条第一項の規定による決定に従い株式等の引受け等を行うこと。
- 二 協定銀行は、第十七条第一項の規定による決定に従い株式等の引受け等を行うこと。

- 三 協定銀行は、第二十八条第一項の規定による決定に従い信託受益権等の買取りを行うこと。
 - 三の二 協定銀行は、第三十四条の四第一項の規定による決定に従い優先出資の引受け等を行うこと。
 - 四 協定銀行は、第三十九条第一項の規定による債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、機構に対し、当該締結をしようとする契約の内容についての承認を申請し、その承認を受けること。
 - 五 協定銀行は、第一号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
 - 六 協定銀行は、第二号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
 - 七 協定銀行は、第三号の規定による信託受益権等の買取りを行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
 - 七の二 協定銀行は、第三号の二の規定による優先出資の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
 - 八 協定銀行は、取得株式等についてこの法律の規定に基づく主務大臣の要請に従い株主又は出資者としての権利を行使すること。
 - 九 協定銀行は、取得株式等について議決権その他の株主又は出資者としての権利を行使しようとするとき（前号の要請に従う場合を除く。）は、機構に対し、当該権利を行使することについての承認を申請し、その承認を受けること。
 - 十 協定銀行は、第八号の要請に従い同号の権利を行使したとき又は前号の規定による承認を受けて同号の権利を行使したときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
 - 十一 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について、できる限り早期に譲渡その他の処分をしよう努めること。
 - 十二 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について譲渡その他の処分をしようとするときは、機構に対し、当該処分をすることについての承認を申請し、その承認を受けること。
 - 十三 協定銀行は、前号の規定による承認を受けて同号の処分をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
 - 十四 協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。
- 2 機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（協定銀行への機構からの通知等）

第三十七条 機構は、第五条第六項（第十七条第八項、第十九条第五項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の四第四項の規定による通知を受けた

ときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

- 2 機構は、協定銀行から前条第一項第五号から第七号の二までの規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(株式等に係る権利の行使等)

第三十八条 機構は、第三十六条第一項第九号又は第十二号の申請の承認をしようとするときは、主務大臣（同号の申請にあっては、主務大臣及び財務大臣）の承認を受けなければならない。

- 2 機構は、第三十六条第一項第十号又は第十三号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣（同号の規定による報告にあっては主務大臣及び財務大臣とし、当該報告が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会に係るものである場合にあっては当該農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事を含む。）に報告しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第三十九条 機構は、協定銀行から協定の定めによる株式等の引受け等又は信託受益権等の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

- 2 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(損失の補てん)

第四十条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(利益の納付及び収納)

第四十一条 機構は、協定において、協定銀行に協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、毎事業年度、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すべき旨を定めなければならない。

- 2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

(報告の徴求)

第四十二条 機構は、第三十五条第一項の規定による業務を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

(区分経理)

第四十三条 機構は、第三十五条第一項及び第三項の規定による業務（以下「金融機能強化業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融機能強化勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十三条の二 機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

- 2 機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 機構は、前二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、政令で定める金額の範囲内で内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る預金保険法第三十九条の認可を受けた予算及び資金計画の定めるところにより、当該翌事業年度における第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができる。

(借入金及び預金保険機構債)

第四十四条 機構は、金融機能強化業務（第三十五条第三項の規定による業務を除く。）を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関等その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。次項及び次条において同じ。）をし、又は預金保険機構債（以下この条及び次条において「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。次項において同じ。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

- 2 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は機構債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。
- 3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなってはならない。
- 4 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けずに、第一項の資金の貸付けをすることができる。
- 5 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができる。
- 6 第一項の規定により発行される機構債については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される機構債とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第四十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（**昭和二十一年法律第二十四号**）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の**前条第一項**若しくは**第二項**の借入れ又は**同条第一項**の機構債に係る債務の保証をすることができる。

(金融機能強化勘定の廃止)

第四十六条 機構は、金融機能強化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能強化勘定を廃止するものとする。

2 機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に属する財産をもってその債務を完済することができない場合には、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。

3 機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

(内閣府令・財務省令への委任)

第四十七条 この章に定めるもののほか、機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第六章 金融機能強化審査会

(審査会の設置)

第四十八条 金融庁に、この法律の規定に基づく事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融機能強化審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、必要に応じ、**第二章**若しくは**第三章**の規定により提出された経営強化計画の履行状況又は**第四章**の**二**の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況について審議する。

(審査会の組織)

第四十九条 審査会は、五人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第五十条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第五十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期は、**前項**の規定にかかわらず、**第四十八条第一項**に規定する政令で定める日に満了する。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(資料提出の要求等)

第五十二条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第五十三条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(主務大臣等)

第五十六条 この法律における主務大臣は、**次の各号**に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 **第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号**に掲げる金融機関等 内閣総理大臣

二 **第二条第一項第五号及び第八号**に掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 **第二条第一項第九号から第十二号まで**に掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び農林水産大臣

2 この法律における主務省令は、**次の各号**に掲げる区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 **第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号**に掲げる金融機関等 内閣府令

二 **第二条第一項第五号及び第八号**に掲げる金融機関等 内閣府令・厚生労働省令

三 **第二条第一項第九号から第十二号まで**に掲げる金融機関等 内閣府令・農林水産省令

附 則 抄

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成十四年法律第九十号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）**第二条第一項**に規定する銀行（以下「銀行」という。）
 - 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）**第二条**に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）
 - 三 信用金庫
 - 四 信用協同組合
 - 五 労働金庫
 - 六 信用金庫連合会
 - 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）**第九条の九第一項第一号**及び**第二号**の事業を行う協同組合連合会
 - 八 労働金庫連合会
 - 九 農林中央金庫
 - 十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）**第十条第一項第二号**及び**第三号**の事業を行う農業協同組合連合会（以下「農業協同組合連合会」という。）
 - 十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）**第八十七条第一項第三号**及び**第四号**の事業を行う漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合連合会」という。）
 - 十二 水産業協同組合法**第九十七条第一項第一号**及び**第二号**の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下「水産加工業協同組合連合会」という。）
 - 十三 銀行法**第二条第十三項**に規定する銀行持株会社（以下「銀行持株会社」という。）
 - 十四 長期信用銀行法**第十六条の四第一項**に規定する長期信用銀行持株会社（以下「長期信用銀行持株会社」という。）
- 2 この法律において「経営基盤強化」とは、金融機関等が**第一号**及び**第二号**の行為により、収益性の相当程度の向上を図ることをいう。
- 一 次に掲げる行為（以下「組織再編成」という。）

- イ 株式交換（各当事者が金融機関等である場合に限る。）
 - ロ 株式移転（株式移転により設立される**会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号**に規定する株式移転設立完全親会社が金融機関等である場合に限る。）
 - ハ 合併（各当事者が金融機関等である場合に限る。）
 - ニ 会社分割（分割により事業の全部又は一部を承継する会社が金融機関等（新たに設立されるものを含む。）である場合に限る。）
 - ホ 会社分割による事業の承継（分割を行う会社が金融機関等である場合に限る。）
 - ヘ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）
 - ト 他の金融機関等への株式の移転又は発行（当該移転又は発行により当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、イ、ロ及びホに掲げる場合を除く。）
 - チ 他の金融機関等からの移転又は発行による株式の取得（当該取得により当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、イ及びニに掲げる場合を除く。）
- 2 次に掲げるいずれかの方針（以下「改革方針」という。）の策定（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社にあつては、その子会社等（**銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条）**において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいい、銀行又は長期信用銀行に限る。以下「子会社等」という。）に係るものを含む。）
- イ 収益性の高い分野への特化又は参入
 - ロ 業務の合理化又は業務の提供方法の改善
 - ハ 業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産の処分
- 3 この法律において「総会」とは、**第一項第三号**から**第十二号**までに掲げる金融機関等の通常総会又は臨時総会（**信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十九条第一項**、**中小企業等協同組合法第五十五条第一項**、**労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十五条第一項**、**農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十一条第一項**、**農業協同組合法第四十八条第一項**又は**水産業協同組合法第九十二条第三項**若しくは**同法第百条第三項**において準用する**同法第五十二条第一項**の総代会を含む。）をいう。

平成五年法律第四十四号

協同組織金融機関の優先出資に関する法律

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農林中央金庫
 - 二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）**第九条の九第一項第一号**（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会
 - 三 信用金庫及び信用金庫連合会
 - 四 労働金庫及び労働金庫連合会
 - 五 農業協同組合及び農業協同組合連合会（**農業協同組合法**（昭和二十二年法律第三百十二号）**第十条第一項第三号**（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）
 - 六 漁業協同組合（**水産業協同組合法**（昭和二十三年法律第二百四十二号）**第十一条第一項第四号**（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（**同法第八十七条第一項第四号**（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（**同法第九十三条第一項第二号**（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（**同法第九十七条第一項第二号**（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）
- 2 この法律において「連合会等」とは、**前項第二号から第六号まで**に掲げる者をいう。
- 3 この法律において「根拠法」とは、次に掲げる法律をいう。
- 一 **農林中央金庫法**（平成十三年法律第九十三号）
 - 二 **中小企業等協同組合法**
 - 三 **協同組合による金融事業に関する法律**（昭和二十四年法律第八十三号）
 - 四 **信用金庫法**（昭和二十六年法律第二百三十八号）
 - 五 **労働金庫法**（昭和二十八年法律第二百二十七号）
 - 六 **農業協同組合法**
 - 七 **水産業協同組合法**
- 4 この法律において「普通出資者」とは、農林中央金庫の会員及び連合会等の会員又は組合員をいう。

- 5 この法律において「普通出資」とは、普通出資者が根拠法に基づいて払込みを行った出資をいう。
- 6 この法律において「普通出資者総会」とは、根拠法に基づいて招集される協同組織金融機関の総会又は総代会をいう。
- 7 この法律において「理事」とは、農林中央金庫の理事及び連合会等の理事をいう。
- 8 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

第二章 優先出資の発行

(募集優先出資の申込み)

第九条 協同組織金融機関は、**第六条第一項**の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 協同組織金融機関の名称
 - 二 普通出資一口の金額及び総口数
 - 三 **第五条第一項第一号**に規定する優先出資の総口数の最高限度
 - 四 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数
 - 五 募集事項
 - 六 **第十五条**の規定により、協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得することがある旨
 - 七 銀行等（**銀行法**（昭和五十六年法律第五十九号）**第二条第一項**に規定する銀行、**信託業法**（平成十六年法律第五十四号）**第二条第二項**に規定する信託会社その他これに準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。）の払込みの取扱いの場所
 - 八 **前各号**に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 2 **第六条第一項**の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を協同組織金融機関に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする募集優先出資の口数
- 3 **前項**の申込みをする者は、**同項**の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、協同組織金融機関の承諾を得て、**同項**の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、**同項**の書面を交付したものとみなす。
- 4 **第一項**の規定は、協同組織金融機関が**同項各号**に掲げる事項を記載した**金融商品取引法****第二条第十項**に規定する目論見書を**第一項**の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

- 5 協同組織金融機関は、**第一項各号**に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を**第二項**の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 6 協同組織金融機関が申込者に対してする通知又は催告は、**第二項第一号**の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該協同組織金融機関に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 7 **前項**の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（自己優先出資の消却）

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の決議によって、資本金の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。

- 一 **第十九条第一項**の規定による剰余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合
 - 二 普通出資の増加によって得た資金をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合
- 2 協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。
- 3 額面金額を超える額を取得の対価として**第一項第二号**の優先出資の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。
- 4 **第一項**の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。
- 5 **会社法第二百十九条**（**第一項各号**、**第二項各号**及び**第四項**を除く。）（株券の提出に関する公告等）及び**第二百二十条**（株券の提出をすることができない場合）の規定は、優先出資を発行している協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得する場合について準用する。この場合において、**同法第二百十九条第一項**中「当該各号に定める」とあるのは「消却のために取得する」と、「株券提出日の」とあるのは「当該取得の効力が生ずる日の」と、**同条第二項**中「株券提出日」とあるのは「当該取得の効力が生ずる日」と、「当該各号に定める者」とあるのは「当該優先出資証券発行協同組織金融機関」と、「金銭等」とあるのは「金銭」と、**同条第三項**中「**第一項各号**に定める」とあるのは「消却のために取得する」と、「株券提出日」とあるのは「当該取得の効力が生ずる日」と、**同法第二百二十条第二項**中「前条第二項各号に定める者は、前項」とあるのは「当該優先出資証券発行協同組織金融機関は、同項」と、「同条第二項の金銭等」とあるのは「前条第二項の金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七章 雑則

（資本金及び資本準備金）

第四十二条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金は、**第十五条第一項**、**次項**、**第四項**ただし書及び**第四十四条第二項**に規定する場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた払込金額の総額の合計額とする。

- 2 優先出資の払込金額のうち額面金額を超える額は、払込金額の二分の一の範囲内において、資本金として計上しないことができる。
- 3 優先出資の払込金額のうち資本金として計上しない額は、資本準備金として計上しなければならない。
- 4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、その額を減少してはならない。ただし、行政庁の認可を受けて、その全部又は一部を資本金として計上する場合は、この限りでない。
- 5 法定準備金をもって損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもってこれに充てることはできない。

（優先出資に係る資本金の額の減少）

第四十四条 優先出資を発行している協同組織金融機関が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の決議をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

- 2 **前項**の場合には、資本金の額は、従前の資本金の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減少する。
- 3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、**前二項**に定める場合のほか、資本金の額の減少を行うことはできない。

昭和十八年法律第四十三号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

第一章 総則

（兼営の認可）

第一条 銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）

は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、[信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項](#)に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。

- 一 [信託業法第二条第八項](#)に規定する信託契約代理業
- 二 信託受益権売買等業務（信託受益権の売買等（[金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の五第一項](#)に規定する信託受益権の売買等をいう。）を行う業務をいう。[次条第三項](#)及び[第四項](#)において同じ。）
- 三 財産の管理（受託する信託財産と同じ種類の財産について、[次項](#)の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）

四 財産に関する遺言の執行

五 会計の検査

六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介

七 次に掲げる事項に関する代理事務

- イ [第三号](#)に掲げる財産の管理
- ロ 財産の整理又は清算
- ハ 債権の取立て
- ニ 債務の履行

2 金融機関は、内閣府令で定めるところにより、信託業務の種類及び方法を定めて、[前項](#)の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣は、[第一項](#)の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、信託業務を的確に遂行することができること。
- 二 申請者による信託業務の遂行が金融秩序を乱すおそれがないものであること。

昭和二十二年法律第三百三十二号

農業協同組合法

第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

第六節 管理

第三十六条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）を作成しなければならない。

② 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合にあつては財産目録及び事業報告を、出資組合にあつては貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの（以下「計算書類」という。）並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

③ [前二項](#)の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

④ 理事は、[第一項](#)及び[第二項](#)の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。[第十三項](#)において同じ。）を作成の日から十年間保存しなければならない。

⑤ [第二項](#)の規定により作成したものについては、農林水産省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

⑥ [前項](#)の規定により監事の監査を受けたもの（[第三十七条の二第三項](#)に規定する会計監査人設置組合の計算書類及びその附属明細書にあつては、[前項](#)の規定により監事の監査を受け、及び[同条第三項](#)の規定により会計監査人の監査を受けたもの）については、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。

⑦ 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、[前項](#)の承認を受けたもの（監査報告（[第三十七条の二第三項](#)に規定する会計監査人設置組合にあつては、監査報告及び会計監査報告）を含む。以下この条及び[第四十三条の六の二](#)において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

⑧ 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

⑨ 理事は、決算関係書類を、通常総会の日から二週間前の日から五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

⑩ 理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

⑪ 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

⑫ 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

⑬ 第一項及び第二項の規定により作成したものについては、会社法第四百四十三条の規定を準用する。

第五十一条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を利益準備金として積み立てなければならない。

② 前項の定款で定める利益準備金の額は、出資総額の二分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

③ 出資組合は、出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払つた金額及び損失の填補に充てた金額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない。

④ 合併又は新設分割に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、農林水産省令で定める。

⑤ 第一項の利益準備金及び第三項の資本準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

⑥ 利益準備金をもつて損失の填補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

⑦ 出資組合は、第十条第一項第一号及び第十三号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 抄（令和四年法律第六十八号） **関法**

Law RevisionID:323AC0000000242_20250601_504AC0000000068

昭和二十三年法律第二百四十二号

水産業協同組合法

第二章 漁業協同組合

第五節 管理

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

第四十条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては、財産目録）を作成しなければならない。

2 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては財産目録及び事業報告を、その他の組合にあつては貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの（以下「計算書類」という。）並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 前二項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 理事は、第一項及び第二項の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。第十三項において同じ。）を作成の日から十年間保存しなければならない。

5 第二項の規定により作成したものについては、農林水産省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けたもの（第四十一条の二第三項に規定する会計監査人設置組合の計算書類及びその附属明細書にあつては、前項の規定により監事の監査を受け、及び同条第三項の規定により会計監査人の監査を受けたもの）については、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。

7 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し前項の承認を受けたもの（監査報告（第四十一条の二第三項に規定する会計監査人設置組合にあつては、監査報告及び

会計監査報告)を含む。以下この条及び**第四十七条の五の二**において「決算関係書類」という。)を提供しなければならない。

- 8 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。
- 9 理事は、決算関係書類を、通常総会の日の二週間前の日から五年間まとる事務所に備えて置かなければならない。
- 10 理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間まとる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における**次項第三号**及び**第四号**に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
- 11 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 12 組合員及び組合の債権者は、**前項第二号**又は**第四号**に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 13 **会社法第四百四十三条**の規定は、**第一項**及び**第二項**の規定により作成したものについて準用する。

(準備金及び繰越金)

- 第五十五条** 組合（非出資組合であつて、**第十一条第一項第五号**から**第七号**までの事業を行わないものを除く。**第七項**及び**次条**において同じ。）は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（**第十一条第一項第四号**又は**第十二号**の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を利益準備金として積み立てなければならない。
- 2 前項の定款で定める利益準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一（**第十一条第一項第四号**又は**第十二号**の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。
 - 3 出資組合は、出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払つた金額及び損失の填補に充てた金額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない。

- 4 合併に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、農林水産省令で定める。
- 5 **第一項**の利益準備金及び**第三項**の資本準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。
- 6 利益準備金をもつて損失の填補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。
- 7 組合は、**第十一条第一項第二号**及び**第十四号**の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

第四章 漁業協同組合連合会

(準用規定)

- 第九十二条** **第十一条の二**から**第十一条の十六**まで、**第十二条**から**第十五条**まで及び**第十六条**の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、**第十一条の三第一項**中「**第十一条第一項第一号**」とあるのは「**第八十七条第一項第一号**」と、「**組合員**」とあるのは「**所属員**」と、**同条第三項**中「**組合員の三分の二以上**」とあるのは「**会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員の全て**」と、**第十一条の四第一項**及び**第十一条の五**中「**第十一条第一項第四号又は第十二号**」とあり、並びに**第十一条の五第一項**、**第十一条の六**、**第十一条の八第一項**、**第十一条の九**から**第十一条の十一**まで、**第十一条の十二第一項**、**第十一条の十三第一項**、**第十一条の十四第一項**及び**第十一条の十六第一項**中「**第十一条第一項第四号**」とあるのは「**第八十七条第一項第四号**」と、**第十一条の四第二項**中「**一億円**（**組合員**（**第十八条第五項**の規定による**組合員**（以下この章及び第四章において「**准組合員**」という。）を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は**第十一条第一項第四号**の事業を行わない組合にあつては、**千万円**）」とあるのは「**一億円**」と、**第十一条の五第二項**中「**第十一条第一項第三号及び第四号**」とあるのは「**第八十七条第一項第三号及び第四号**」と、「**第八十七条第三項各号**」とあるのは「**同条第三項各号**」と、「**第十一条第三項**から**第五項**まで」とあるのは「**同条第四項**から**第六項**まで」と、**第十一条の六**中「**同条第三項第七号の二**」とあるのは「**同条第四項第七号の二**」と、**第十一条の七**中「**第十一条第十項**」とあるのは「**第八十七条第十三項**」と、「**組合員及び他の組合の組合員**」とあるのは「**所属員及び他の連合会の所属員**」と、**第十二条第一項**中「**第十一条第一項第七号**」とあるのは「**第八十七条第一項第七号**」と、**第十六条第一項**中「**第十一条第一項第十五号**」とあるのは「**第八十七条第一項第十六号**」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 **第十九条**、**第二十条**及び**第二十二條**から**第三十一條の二**までの規定は、連合会の会員について準用する。
 - 3 **第三十二條第一項**、**第三項**及び**第四項**、**第三十三條**、**第三十三條の二**、**第三十四條第一項**から**第三項**まで、**第四項**本文、**第五項**から**第七項**まで、**第九項**、**第十項**、**第十三項**及び

第十四項、第三十四条の二から第四十七条の六まで、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の三まで並びに第五十四条の五から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項中「第十一条第一項第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、第三十四条第三項、第三十四条の四第二項第二号、第三十四条の五第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項並びに第五十四条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあり、並びに第三十四条第十三項及び第十四項、第三十四条の四第二項第一号、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号又は第十二号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人（第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項（第三十四条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、同条第十三項及び第十四項中「組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が政令で定める基準に達しない組合を除く。）」とあり、並びに第四十一条の二第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、第三十四条第十三項第一号中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第三十四条の二第三項及び第六項中「前条第十項及び第十二項」とあるのは「前条第十項」と、同条第三項中「同条第十項」とあるのは「同項」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号若しくは第七号」とあるのは「第八十七条第一項第五号若しくは第七号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の二の規定による権利義務の承継」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第二号及び第十五号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第六十条から第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「二人」と、第六十二条第六項中「第二十一条第一項、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四まで」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第八十九条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十八条の二から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条の二第一項中「であつて」とあるのは「（第九十一条

第二項の連合会を除く。次条において同じ。）であつて」と、第六十八条の三第一項中「第六十八条第一項第一号」とあるのは「第九十一条第一項第一号」と、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号又は第十二号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第七十条第二項中「第三十四条第十項本文、第十一項及び第十二項」とあるのは「第三十四条第十項本文」と、同項において準用する第三十四条第十項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第七十条第三項において読み替えて準用する第三十四条の二第三項中「前条第十項本文及び第十二項」とあるのは「前条第十項本文」と、第七十四条中「及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定及び第九十一条第五項第一号に掲げる事由」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 水産加工業協同組合

（準用規定）

第九十六条 第十一条の四から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二から第十七条の十三までの規定は組合の共済契約に係る契約条件の変更について、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の四第一項、第十一条の十五及び第十七条の十四第一項中「第十一条第一項第四号又は第十二号」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二」と、第十一条の四第二項、第十一条の五第一項、第十一条の六、第十一条の八第一項、第十一条の九から第十一条の十一まで、第十一条の十二第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四第一項、第十一条の十六第一項、第十一条の十七及び第十七条の十四第二項第二号中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の五第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同項第五号」とあるのは「同項第三号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「第九十三条第二項から第四項まで」と、第十一条の六中「同条第三項第七号の二」とあるのは「同条第二項第七号の二」と、第十一条の七中「第十一条第十項」とあるのは「第九十三条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十一条の十六第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項、第十五条の三、第十五条の四第一項、第十五条の五第一項、第十五条の六、第十五条の九、第十五条の十一、第十五条の十二、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五条の十五第一項、第十五条の十六第一項、第十五条の十七、第十五条の十八、第十五条の十九第一項、第十五条の二十第一項、第十五条の二十一、第十五条の二十二第一項、第十五条の二十三、第十五条の二十四第一項、第十七条の二第一項、第十七条の四第二項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四第二項第

三号中「第十一条第一項第十二号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十五条の二第一項中「同条第七項」とあるのは「同条第六項」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十五号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の十四第一項第二号中「第十一条第一項第三号、第四号又は第十二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号、第二号又は第六号の二」と、「同条第一項第三号又は第四号」とあるのは「同条第一項第一号又は第二号」と、「同条第一項第十二号」とあるのは「同条第一項第六号の二」と、同条第二項第一号中「第十一条第一項第四号及び第十二号」とあるのは「第九十三条第一項第二号及び第六号の二」と、第十七条の十五第一項中「第十一条第一項第四号若しくは第十二号」とあるのは「第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第十九条第三項から第五項まで、第二十条、第二十一条第一項本文及び第二項から第七項まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十五条第一項及び第四項並びに第二十六条から第三十一条の二までの規定は、組合の組合員について準用する。

3 第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条（第十一項及び第十二項を除く。）、第三十四条の三、第三十四条の四（第一項第五号を除く。）、第三十四条の五第一項、第二項及び第五項、第三十五条、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条、第三十九条から第三十九条の四まで、第三十九条の五（第四項を除く。）、第三十九条の六から第四十一条の三まで、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二から第四十七条の二まで、第四十七条の三第一項及び第二項、第四十七条の四から第五十一条まで並びに第五十二条から第五十八条の三までの規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第三十四条の四第二項第二号、第三十四条の五第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項並びに第五十四条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第三十四条第十三項及び第十四項、第三十四条の四第二項第一号、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号又は第十二号」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号若しくは第七号」とあるのは「第九十三条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十四条の四第一項中「第十一条第一項第十二号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第八号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第五十九条から第六十七条の二までの規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十九条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五

人）」とあるのは、「十五人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十八条から第六十九条の四まで、第七十条（第三項を除く。）、第七十一条から第七十四条の二まで、第七十五条第一項、第七十六条第一項及び第三項並びに第七十七条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第二項中「第十一条第一項第四号又は第十二号の事業を行う組合」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二の事業を行う組合」と、同条第五項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「十五人」と、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号又は第十二号」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二」と、第七十条第一項中「役員（合併によつて設立する組合が経営管理委員設置組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、同条第二項中「第三十四条第十項本文、第十一項及び第十二項」とあるのは「第三十四条第十項本文」と、第七十七条中「第三十四条の四」とあるのは「第三十四条の四（第一項第五号を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 水産加工業協同組合連合会

（準用規定）

第百条 第十一条の四から第十一条の十六まで、第十二条から第十五条まで及び第十六条の規定は連合会の事業について、第八十七条の二から第八十七条の三までの規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の四第一項及び第十一条の十五中「第十一条第一項第四号又は第十二号」とあり、並びに第十一条の五第一項、第十一条の六、第十一条の八第一項、第十一条の九から第十一条の十一まで、第十一条の十二第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四第一項及び第十一条の十六第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「一億円（組合員（第十八条第五項の規定による組合員（以下この章及び第四章において「准組合員」という。）を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は第十一条第一項第四号の事業を行わない組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の五第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、「同項第五号の事業のうち第八十七条第三項各号」とあるのは「同項第三号の事業のうち同条第二項各号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第三項から第五項まで」と、第十一条の七中「第十一条第十項」とあるのは「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員」と、第十一条の十六第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十五号」とあるのは「第九十七条第一項第十一号」と、第八十七条の二第一項及び第二項第一号中「前条第一項第四

号」とあり、並びに第八十七条の二の二第一項及び第八十七条の三第一項中「第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の二第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同項第五号口中「前条第六項」とあるのは「第九十七条第五項」と、同項第九号並びに同条第二項第二号及び第四項中「前条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同項中「第九十二条第三項」とあるのは「第百条第三項」と、「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と、第八十七条の二の二（見出しを含む。）中「漁業協同組合連合会グループ」とあるのは「水産加工業協同組合連合会グループ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第十九条第三項から第五項まで、第二十条、第二十二條から第二十四条まで、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条から第三十一条の二まで並びに第九十五条の規定は、連合会の会員について準用する。

3 第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項、第十項、第十三項及び第十四項、第三十四条の三、第三十四条の四（第一項第五号を除く。）、第三十四条の五第一項、第二項及び第五項、第三十五条、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条、第三十九条から第三十九条の四まで、第三十九条の五（第四項を除く。）、第三十九条の六から第四十一条の三まで、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二から第四十七条の二まで、第四十七条の三第一項及び第二項、第四十七条の四から第四十七条の六まで、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の三まで並びに第五十四条の五から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第三十四条の四第二項第二号、第三十四条の五第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項並びに第五十四条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあり、並びに第三十四条第十三項及び第十四項、第三十四条の四第二項第一号、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号又は第十二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人（第九十八条の二第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、同条第十三項及び第十四項中「組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が政令で定める基準に達しない組合を除く。）」とあり、並びに第四十一条の二第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、第三十四条第十三項

第一号中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号若しくは第七号」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項中「事項」とあるのは「事項若しくは第百条第五項において準用する第九十一条の二の規定による権利義務の承継」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第六十条から第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「二人」と、第六十二条第六項中「第二十一条第一項、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四まで」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第九十八条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十八条の二から第六十九条の四まで、第七十条（第三項を除く。）、第七十一条から第七十四条の二まで、第七十五条第一項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条、第九十一条並びに第九十一条の二の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条の二第一項中「であつて」とあるのは「（第百条第五項において読み替えて準用する第九十一条第二項の連合会を除く。次条において同じ。）であつて」と、第六十八条の三第一項中「第六十八条第一項第一号」とあるのは「第百条第五項において準用する第九十一条第一項第一号」と、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号又は第十二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第七十条第二項中「第三十四条第十項本文、第十一項及び第十二項」とあるのは「第三十四条第十項本文」と、同項において準用する第三十四条第十項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定及び第百条第五項において準用する第九十一条第五項の規定に基づく同項第一号に掲げる事由」と、第七十七条中「第三十四条の四」とあるのは「第三十四条の四（第一項第五号を除く。）」と、第九十一条第二項中「第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会」とあるのは「第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会」と、第九十一条の二第一項中「組合、漁業生産組合又は連合会」とあるのは「組合又は連合会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

昭和二十四年法律第百八十一号

中小企業等協同組合法

第二章 中小企業等協同組合

第二節 事業

（協同組合連合会）

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
 - 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
 - 三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済
 - 四 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）の事業に関する共同事業
 - 五 所属員の福利厚生に関する事業
 - 六 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
 - 七 所属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業
 - 八 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - 九 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業並びに第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。
- 3 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業、同項第五号の規定による共済事業（火災共済事業を除く。）並びに会員たる火災等共済組合（第九条の七の二第一項の認可を受けて火災共済事業を行う事業協同組合をいう。以下同じ。）又は会員たる火災等共済組合連合会（協同組合連合会であつて、第五項において準用する同条第一項の認可を受けて火災共済事業を行うものをいう。以下同じ。）と連帯して行う火災共済契約に係る共済責任の負担並びにこれらに附帯する事業並びに第八項において準用する第九条の二第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

- 4 第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合連合会（同項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつてその会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済又は再共済責任の再再共済の事業を行うもの（以下「特定共済組合連合会」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第九条の二第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 協同組合連合会（第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、第九条の二第二項から第十五項まで（第七項及び第九項（事業協同小組合に係る部分に限る。）を除く。）、第九条の二の二から第九条の七の二まで及び第九条の七の五の規定を準用する。この場合において、第九条の二第二項中「第九条の七の二第一項の認可」とあるのは「第九条の九第五項において準用する第九条の七の二第一項の認可」と、同条第九項中「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とあるのは「会員並びに所属員たる小規模の事業者及び所属員たる小規模の事業者と生計を一にする親族」と、第九条の六の二第一項中「第九条の七の二第一項」とあるのは「第九条の九第五項において準用する第九条の七の二第一項」と、第九条の七の二第一項中「事業協同組合であつてその組合員（第八条第二項に規定する資格を有する者に該当する者に限る。）の総数が第九条の二第七項」とあるのは「協同組合連合会であつてその会員たる組合の組合員（当該協同組合連合会の定款で定める一の業種に属する事業を行う第八条第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同小組合に該当するものに限る。）の総数が第九条の九第四項」と読み替えるものとする。
- 6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第七号から第十二号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。
- 一 前条第二項第一号、第二号、第四号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号の事業
 - 二 信用協同組合、第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣が定める者（外国銀行を除く。）の事業又は業務（前条第二項第十二号の二の事業及び次号の事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - 三 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）
 - 四 会員である信用協同組合に係る協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の五第一項の契約の締結及び当該契約に係る同法第六条

の五の六第一項の基準の作成

- 五 所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該協同組合連合会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該協同組合連合会の利用者の利便の向上に資するもの
- 六 当該協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該協同組合連合会の行う第一項第一号又は第二号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの
- 七 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業
- 八 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う事業（第一号の事業を除く。）
- 九 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業
- 十 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
- 十一 前条第七項第五号及び第六号の事業
- 十二 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（第一号の事業を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの
- 7 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第三項から第六項まで及び第八項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第一号及び第二号」とあるのは「次条第一項第二号」と、同条第八項中「前項第四号から第六号まで」とあるのは「次条第六項第十号及び第十一号」と読み替えるものとする。
- 8 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九条の二第二項、第三項、第六項及び第九項（事業協同組合に係る部分に限る。）、第九条の六の二、第九条の六の三並びに第九条の七の五の規定を準用する。この場合において、第九条の二第九項中「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とあるのは「会員並びに所属員たる小規模の事業者及び所属員たる小規模の事業者と生計を一にする親族」と、第九条の六の二第一項中「共済事業（第九条の七の二第一項の認可を受けて同項に規定する火災共済事業を行う事業協同組合にあつては、当該火災共済事業」とあるのは「第九条の九第一項第五号の規定による共済事業（第九条の七の二第一項に規定する火災共済事業）」と読み替えるものとする。

第五節 管理

（特別の議決）

第五十三条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 組合員の出資口数に係る限度の特例
- 六 第三十八条の二第五項の規定による責任の免除

（準備金及び繰越金）

第五十八条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（共済事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を準備金として積み立てなければならない。

- 2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一（共済事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。
- 3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。
- 4 第九条の二第一項第四号又は第九条の九第一項第六号の事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。
- 5 共済事業を行う組合は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。
- 6 共済事業を行う組合は、契約者割戻し（共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、共済金、返戻金その他の給付金（第六十九条の二第六項第六号を除き、以下「共済金等」という。）の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程又は火災共済規程で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合には、公正かつ衡平な分配をするための基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。
- 7 第五項の責任準備金及び支払準備金並びに前項の契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第六節 解散及び清算並びに合併

（合併の無効の訴え）

第六十七条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二

項ただし書を除く。)並びに**第八百四十六条**(合併の無効の訴え)の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を、この条において準用する**同法第八百四十三条第四項**の申立てについては、**同法第八百六十八条第六項**、**第八百七十条第二項**(第六号に係る部分に限る。)、**第八百七十条の二**、**第八百七十一条本文**、**第八百七十二条**(第五号に係る部分に限る。)、**第八百七十二条の二**、**第八百七十三条本文**、**第八百七十五条**及び**第八百七十六条**(非訟)の規定を準用する。

令和8年1月1日 施行 現在施行

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第五十六号)

Law RevisionID:326AC1000000238_20260101_506AC0000000056

昭和二十六年法律第二百三十八号

信用金庫法

第四章 管理

第七節 総会等

(特別の決議)

第四十八条の三 次に掲げる事項については、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散又は合併
- 三 会員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 **第三十九条第四項**に規定する責任の免除

第六章 経理

(法定準備金)

第五十六条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

令和8年1月1日 施行 現在施行

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）

Law RevisionID:328AC010000227_20260101_506AC0000000056

昭和二十八年法律第二百二十七号

労働金庫法

第四章 管理

第七節 総会等

（特別の議決）

第五十三条 次の事項については、総会員（個人会員を除く。）の半数以上の代議員（臨時代議員を含む。）が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散又は合併
- 三 会員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 [第十二条第三項](#)ただし書の規定による承諾
- 六 [第四十二条第四項](#)に規定する責任の免除

第六章 経理

（法定準備金）

第六十条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

第七章 事業の譲渡又は譲受け及び合併

（合併の無効の訴え）

第六十五条 金庫の合併の無効の訴えについては[会社法第八百二十八条第一項](#)（[第七号](#)及び[第八号](#)に係る部分に限る。）及び[第二項](#)（[第七号](#)及び[第八号](#)に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、[第八百三十四条](#)（[第七号](#)及び[第八号](#)に係る部分に限る。）（被告）、[第八百三十五条第一項](#)（訴えの管轄及び移送）、[第八百三十六条](#)から[第八百三十九条](#)まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、[第八百四十三条](#)（[第一項第三号](#)及び[第四号](#)並びに[第二項](#)ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに[第八百四十六条](#)

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する[同法第八百四十三条第四項](#)の申立てについては[同法第八百六十八条第六項](#)（非訟事件の管轄）、[第八百七十条第二項](#)（[第六号](#)に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、[第八百七十条の二](#)（申立書の写しの送付等）、[第八百七十一条](#)本文（理由の付記）、[第八百七十二條](#)（[第五号](#)に係る部分に限る。）（即時抗告）、[第八百七十二條の二](#)（抗告状の写しの送付等）、[第八百七十三条](#)本文（原裁判の執行停止）、[第八百七十五条](#)（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び[第八百七十六条](#)（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、[同法第八百二十八条第二項第七号](#)及び[第八号](#)中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

令和5年6月14日 施行 現在施行

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）

Law RevisionID:338AC0000000125_20230614_505AC00000000053

昭和三十八年法律第二百二十五号

商業登記法

第三章 登記手続

第五節 株式会社の登記

（募集株式の発行による変更の登記）

第五十六条 募集株式（[会社法第百九十九条第一項](#)に規定する募集株式をいう。[第一号](#)及び[第五号](#)において同じ。）の発行による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 募集株式の引受けの申込み又は[会社法第二百五条第一項](#)の契約を証する書面
- 二 金銭を出資の目的とするときは、[会社法第二百八条第一項](#)の規定による払込みがあつたことを証する書面
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面
 - イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
 - ロ [会社法第二百七条第九項第三号](#)に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面
 - ハ [会社法第二百七条第九項第四号](#)に掲げる場合には、[同号](#)に規定する証明を記載した書面及びその附属書類
 - ニ [会社法第二百七条第九項第五号](#)に掲げる場合には、[同号](#)の金銭債権について記載された会計帳簿
- 四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- 五 [会社法第二百六条の二第四項](#)の規定による募集株式の引受けに反対する旨の通知があつた場合において、[同項](#)の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないときは、当該場合に該当しないことを証する書面

第八十条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 吸収合併契約書
- 二 [会社法第七百九十六条第一項](#)本文又は[第二項](#)本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（[同条第三項](#)の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株

主がある場合にあつては、[同項](#)の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

三 [会社法第七百九十九条第二項](#)の規定による公告及び催告（[同条第三項](#)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 資本金の額が[会社法第四百四十五条第五項](#)の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 吸収合併消滅会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅会社の本店がある場合を除く。

六 吸収合併消滅会社が株式会社であるときは、[会社法第七百八十三条第一項](#)から[第四項](#)までの規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（[同法第七百八十四条第一項](#)本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

七 吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面

八 吸収合併消滅会社において[会社法第七百八十九条第二項](#)（[第三号](#)を除き、[同法第七百九十三条第二項](#)において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（[同法第七百八十九条第三項](#)（[同法第七百九十三条第二項](#)において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 吸収合併消滅会社が株券発行会社であるときは、[第五十九条第一項第二号](#)に掲げる書面

十 吸収合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、[第五十九条第二項第二号](#)に掲げる書面

第八十一条 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 新設合併契約書
- 二 定款
- 三 [第四十七条第二項第六号](#)から[第八号](#)まで及び[第十号](#)から[第十二号](#)までに掲げる書面
- 四 [前条第四号](#)に掲げる書面

五 新設合併消滅会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅会社の本店がある場合を除く。

六 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、[会社法第八百四条第一項](#)及び[第三項](#)の規定による新設合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面

七 新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面

八 新設合併消滅会社において[会社法第八百十條第二項](#)（[第三号](#)を除き、[同法第八百十條第二項](#)において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（[同法第八百十條第三項](#)（[同法第八百十三條第二項](#)において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 新設合併消滅会社が株券発行会社であるときは、[第五十九条第一項第二号](#)に掲げる書面

十 新設合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、[第五十九条第二項第二号](#)に掲げる書面

第八十五条 吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収分割契約書

二 [会社法第七百九十六條第一項](#)本文又は[第二項](#)本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（[同条第三項](#)の規定により吸収分割に反対する旨を通知した株主がある場合にあつては、[同項](#)の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

三 [会社法第七百九十九條第二項](#)の規定による公告及び催告（[同条第三項](#)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 資本金の額が[会社法第四百四十五條第五項](#)の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 吸収分割会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収分割会社の本店がある場合を除く。

六 吸収分割会社が株式会社であるときは、[会社法第七百八十三條第一項](#)の規定による吸収分割契約の承認があつたことを証する書面（[同法第七百八十四條第一項](#)本文又は[第二項](#)に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

七 吸収分割会社が合同会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面（当該合同会社がある事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させる場合にあつては、社員の過半数の一致があつたことを証する書面）

八 吸収分割会社において[会社法第七百八十九條第二項](#)（[第三号](#)を除き、[同法第七百九十三條第二項](#)において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（[同法第七百八十九條第三項](#)（[同法第七百九十三條第二項](#)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（[同法第七百八十九條第三項](#)の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 吸収分割会社が新株予約権を発行している場合であつて、[会社法第七百五十八條第五号](#)に規定する場合には、[第五十九条第二項第二号](#)に掲げる書面

第八十六条 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設分割計画書

二 定款

三 [第四十七条第二項第六号](#)から[第八号](#)まで及び[第十号](#)から[第十二号](#)までに掲げる書面

四 [前条第四号](#)に掲げる書面

五 新設分割会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設分割会社の本店がある場合を除く。

六 新設分割会社が株式会社であるときは、[会社法第八百四条第一項](#)の規定による新設分割計画の承認があつたことを証する書面（[同法第八百五条](#)に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

七 新設分割会社が合同会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面（当該合同会社がある事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させる場合にあつては、社員の過半数の一致があつたことを証する書面）

八 新設分割会社において**会社法第八百十條第二項**（**第三号**を除き、**同法第八百十三條第二項**において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（**同法第八百十條第三項**（**同法第八百十三條第二項**において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（**同法第八百十條第三項**の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 新設分割会社が新株予約権を発行している場合であつて、**会社法第七百六十三條第一項第十号**に規定する場合には、**第五十九條第二項第二号**に掲げる書面

（株式交換の登記）

第八十九條 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する会社（以下「株式交換完全親会社」という。）がする株式交換による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 株式交換契約書
- 二 **会社法第七百九十六條第一項**本文又は**第二項**本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（**同条第三項**の規定により株式交換に反対する旨を通知した株主がある場合にあつては、**同項**の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）
- 三 **会社法第七百九十九條第二項**の規定による公告及び催告（**同条第三項**の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 四 資本金の額が**会社法第四百四十五條第五項**の規定に従つて計上されたことを証する書面
- 五 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全子会社の本店がある場合を除く。
- 六 株式交換完全子会社において**会社法第七百八十三條第一項**から**第四項**までの規定による株式交換契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（**同法第七百八十四條第一項**本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

七 株式交換完全子会社において**会社法第七百八十九條第二項**の規定による公告及び催告（**同条第三項**の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八 株式交換完全子会社が株券発行会社であるときは、**第五十九條第一項第二号**に掲げる書面

九 株式交換完全子会社が新株予約権を発行している場合であつて、**会社法第七百六十八條第一項第四号**に規定する場合には、**第五十九條第二項第二号**に掲げる書面

（株式移転の登記）

第九十條 株式移転による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 株式移転計画書
- 二 定款
- 三 **第四十七條第二項第六号**から**第八号**まで及び**第十号**から**第十二号**までに掲げる書面
- 四 **前条第四号**に掲げる書面
- 五 株式移転をする株式会社（以下「株式移転完全子会社」という。）の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に株式移転完全子会社の本店がある場合を除く。
- 六 株式移転完全子会社において**会社法第八百四條第一項**及び**第三項**の規定による株式移転計画の承認その他の手続があつたことを証する書面
- 七 株式移転完全子会社において**会社法第八百十條第二項**の規定による公告及び催告（**同条第三項**の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式移転をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 八 株式移転完全子会社が株券発行会社であるときは、**第五十九條第一項第二号**に掲げる書面
- 九 株式移転完全子会社が新株予約権を発行している場合であつて、**会社法第七百七十三條第一項第九号**に規定する場合には、**第五十九條第二項第二号**に掲げる書面

昭和四十六年法律第三十四号

預金保険法

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）**第二条第一項**に規定する銀行（以下「銀行」という。）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）**第二条**に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）
- 三 信用金庫
- 四 信用協同組合
- 五 労働金庫
- 六 信用金庫連合会
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）**第九条の九第一項第一号**の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）
- 八 労働金庫連合会
- 九 株式会社商工組合中央金庫

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 預金
- 二 定期積金
- 三 銀行法**第二条第四項**に規定する掛金
- 四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）**第六条**の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭
- 五 長期信用銀行法**第八条**の規定による長期信用銀行債及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）**第八条第一項**（同法**第五十五条第四項**において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）**第九十九条**の規定による改正前の金融

機関の合併及び転換に関する法律**第十七条の二第一項**（同法**第二十四条第一項第七号**において準用する場合を含む。）の規定により発行される債券を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）**第五十四条の二の四第一項**の規定による全国連合会債並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）**第三十三条**の規定による商工債（同法**附則第三十七条**の規定により同法**第三十三条**の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。**第五十八条の二第一項**及び**第七十三条第一項**において「長期信用銀行債等」という。）の発行により払込みを受けた金銭

- 3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。
- 4 この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻し（預金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。）を停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。
- 5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 銀行法**第二条第十三項**に規定する銀行持株会社
 - 二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法**第五十二条の十七第一項**に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。**第六十一条第八項**において同じ。）となることについて同法**第五十二条の十七第一項**の認可を受けた会社
 - 三 長期信用銀行法**第十六条の四第一項**に規定する長期信用銀行持株会社
 - 四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社（長期信用銀行法**第十六条の二の四第一項**に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。**第六十一条第八項**において同じ。）となることについて同法**第十六条の二の四第一項**の認可を受けた会社
 - 五 前各号に掲げる会社以外の会社（銀行及び長期信用銀行を除く。）で銀行又は長期信用銀行（**第三十五条第四項**を除き、以下「銀行等」という。）を子会社（会社がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）**第八百七十九条第三項**の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び**第十三項**において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。以下この号において同じ。）とするもの又は子会社としようとするもの
- 6 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時ににおいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。）、劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等若しくは銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当する

ものをいう。以下同じ。)又は優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資をいう。以下同じ。)をいう。

- 7 この法律において「株式等」とは、優先株式以外の株式及び優先株式等をいう。
- 8 この法律において「優先株式等の引受け等」とは、優先株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関又は銀行持株会社等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。)による貸付けをいう。
- 9 この法律において「株式等の引受け等」とは、優先株式以外の株式の引受け又は優先株式等の引受け等をいう。
- 10 この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部を補填することをいう。
- 11 この法律において「付保預金移転」とは、破綻金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に第五十四条第一項から第三項まで(同項の規定を第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)及び第五十四条の二第一項の規定(以下「保険金計算規定」という。)により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの(事業の譲渡又は譲受け(以下「事業譲渡等」という。)に伴うものを除く。)をいう。
- 12 この法律において「被管理金融機関」とは、第七十四条第一項若しくは第二項又は第一百十条第一項の規定により、第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。
- 13 この法律において「承継銀行」とは、事業の譲受け、付保預金移転、合併又は会社分割(以下「事業の譲受け等」という。)により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構の子会社(預金保険機構がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。以下同じ。)として設立されたものをいう。

第二章 預金保険機構

第三節 運営委員会

(設置)

第十四条 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第五節 業務

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次章第二節の規定による保険料の収納
- 二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
- 三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
- 四 第六十九条の三の規定による資金の貸付け
- 五 第四章の規定による預金等債権の買取り
- 六 第七十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務
- 七 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務
- 八 第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りその他同章の規定による業務
- 九 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務
- 十 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務
- 十一 第二百二十七条第一項若しくは第二百二十八条において準用する第六十九条の三又は第二百二十七条の二若しくは第二百二十八条の二の規定による資金の貸付け及び第二百二十八条の三又は第二百二十九条の規定による資産の買取り
- 十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第四章第四節、第五章第二節及び第六章第二節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務
- 十三 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務
- 十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第六節 財務及び会計

(責任準備金の積立て)

第四十一条 機構は、一般勘定(前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

第三章 預金保険

第一節 保険関係

(保険関係)

第四十九条 金融機関がその業務を営み又は事業を行うときは、当該金融機関が預金等に係る債務を負うことにより、各預金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該預金等の払戻しにつき、機構と当該金融機関及び預金者等との間に保険関係が成立するものとする。

2 前項の保険関係においては、預金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

- 一 金融機関の預金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）
- 二 金融機関の営業免許の取消し（信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会にあつては事業免許の取消しとし、信用協同組合又は信用協同組合連合会にあつては解散の命令。**第五十五条第二項第一号**において同じ。）**、**破産手続開始の決定又は解散の決議（以下「第二種保険事故」という。）

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） **閣法**

Law RevisionID:408AC0000000118_20250601_504AC0000000068

平成八年法律第百十八号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律

第四章 事業譲渡

(会社法の準用)

第三十条 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、**第八百三十四条**（第五号に係る部分に限る。）、**第八百三十五条第一項、第八百三十六から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条**の規定は、事業譲渡の無効の訴えについて準用する。この場合において、**同法第八百二十八条第二項第五号**中「株主等」とあるのは「組合員、会員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、**同法第八百三十六条第一項**ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五章 指定支援法人

(業務)

第三十三条 指定支援法人は、農林中央金庫の要請を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 **第三条**の規定による農林中央金庫の指導に基づき行われる信用事業の再編及び信用事業強化措置（以下この条において「信用事業の再編等」という。）につき必要な優先出資（**協同組織金融機関の優先出資に関する法律**（平成五年法律第四十四号。以下「**優先出資法**」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の引受け、劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）による貸付け、金銭の贈与、資金の貸付け及び預入れ、損害担保（貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこととなった額の一部を補填するものをいう。）並びに債務の保証を行うこと。
- 二 信用事業の再編等につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。

- 三 信用事業の再編等に伴い債権を譲り受ける債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。）に対し、当該債権の譲受けに必要な資金の貸付けを行い、及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

令和7年10月1日 施行 現在施行

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）

Law RevisionID:410AC0000000105_20251001_505AC0000000053

平成十年法律第五号

資産の流動化に関する法律

第一編 総則

（定義）

- 第二条** この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。
- 2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）若しくは信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。
- 一 特定社債、特定約束手形若しくは特定借入れ又は受益証券 その債務の履行
 - 二 優先出資 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配
- 3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。
- 4 この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。
- 5 この法律において「優先出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であって、当該社員が、特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を特定出資を有する者（以下「特定社員」という。）に先立って受ける権利を有しているものをいう。
- 6 この法律において「特定出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であって、特定目的会社の設立に際して発行されたもの（第三十六条の規定により発行されたものを含む。）をいう。
- 7 この法律において「特定社債」とは、この法律の規定により特定目的会社が行う割当てにより発生する当該特定目的会社を債務者とする金銭債権であって、第二百二十二条第一項

各号に掲げる事項に従い償還されるものをいう。

- 8 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
- 一 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。
 - 二 元本の償還について、募集特定社債（[第二百二十二条第一項](#)に規定する募集特定社債をいう。）の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 - 三 利息の支払期限を、[前号](#)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
 - 四 [担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）](#)の規定により担保が付されるものでないこと。
- 9 この法律において「優先出資証券」とは、優先出資につき特定目的会社が[第四十八条第一項及び同条第三項](#)において準用する[会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百十五条第二項](#)の規定により発行する出資証券をいい、「特定社債券」とは、特定社債につき特定目的会社が[第二百五十五条](#)において準用する[同法第六百九十六条](#)の規定により発行する債券をいう。
- 10 この法律において「特定約束手形」とは、[金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号](#)に掲げる約束手形であって、特定目的会社が[第二百五条](#)の規定により発行するものをいう。
- 11 この法律において「資産対応証券」とは、優先出資、特定社債及び特定約束手形をいう。
- 12 この法律において「特定借入れ」とは、特定目的会社が[第二百十条](#)の規定により行う資金の借入れをいう。
- 13 この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であって、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。
- 14 この法律において「資産信託流動化計画」とは、特定目的信託による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。
- 15 この法律において「受益証券」とは、特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権を表示する証券であって、受託者がこの法律の定めるところにより発行するものをいう。
- 16 この法律において「受託信託会社等」とは、特定目的信託の受託者である信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。
- 17 この法律において「代表権利者」とは、[第二百五十四条第一項](#)の規定により権利者集会により選任された者をいう。

- 18 この法律において「特定信託管理者」とは、[第二百六十条第一項](#)の規定により受託信託会社等により選任された者をいう。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:410AC1000000132_20250601_504AC0000000068

平成十年法律第三百三十二号

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第八章 預金保険機構の業務の特例等

（区分経理）

第六十四条 機構は、[第六十条](#)の規定による業務（以下「金融再生業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融再生勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（金融再生勘定の廃止）

第六十七条 機構は、金融再生業務の終了の日として政令で定める日において、金融再生勘定を廃止するものとする。

2 機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

令和8年1月1日 施行 現在施行

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）

Law RevisionID:413AC0000000093_20260101_506AC0000000056

平成十三年法律第九十三号

農林中央金庫法

第七章 計算

（準備金の積立て）

第七十六条 農林中央金庫は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

- 2 [前項](#)の定款で定める準備金の額は、資本金の額を下回ってはならない。
- 3 [第一項](#)の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

平成十七年法律第八十六号

会社法

第一編 総則

第一章 通則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。
- 三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
 - 三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 子会社
 - ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
 - 四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
 - 四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 親会社
 - ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの
 - 五 公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。
 - 六 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。
 - イ 最終事業年度に係る貸借対照表（**第四百三十九条**前段に規定する場合にあつては、**同条**の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、**第四百三十五条第一項**の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。）に資本金として計上した額が五億円以上であること。

- ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。
- 七 取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。
- 八 会計参与設置会社 会計参与を置く株式会社をいう。
- 九 監査役設置会社 監査役を置く株式会社（その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。）又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。
- 十 監査役会設置会社 監査役会を置く株式会社又はこの法律の規定により監査役会を置かなければならない株式会社をいう。
- 十一 会計監査人設置会社 会計監査人を置く株式会社又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない株式会社をいう。
 - 十一の二 監査等委員会設置会社 監査等委員会を置く株式会社をいう。
- 十二 指名委員会等設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）を置く株式会社をいう。
- 十三 種類株式発行会社 剰余金の配当その他の**第八十八条第一項各号**に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する株式会社をいう。
- 十四 種類株主総会 種類株主（種類株式発行会社におけるある種類の株式の株主をいう。以下同じ。）の総会をいう。
- 十五 社外取締役 株式会社の取締役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の**第三百六十三条第一項各号**に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。
 - ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であつたことがある者（業務執行取締役等であつたことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。
- 八 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。
- 二 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

- ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。
- 十六 社外監査役 株式会社の監査役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
- イ その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。口において同じ。）若しくは執行役員又は支配人その他の使用人であったことがないこと。
- ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあつては、当該監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役員又は支配人その他の使用人であったことがないこと。
- ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役員若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人でないこと。
- 二 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。
- ホ 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。
- 十七 譲渡制限株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。
- 十八 取得請求権付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。
- 十九 取得条項付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。
- 二十 単元株式数 株式会社がその発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定款の定めを設けている場合における当該一定の数をいう。
- 二十一 新株予約権 株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。
- 二十二 新株予約権付社債 新株予約権を付した社債をいう。
- 二十三 社債 この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であつて、第六百七十六条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。

- 二十四 最終事業年度 各事業年度に係る第四百三十五条第二項に規定する計算書類につき第四百三十八条第二項の承認（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。
- 二十五 配当財産 株式会社が剰余金の配当をする場合における配当する財産をいう。
- 二十六 組織変更 次のイ又はロに掲げる会社がその組織を変更することにより当該イ又はロに定める会社となることをいう。
- イ 株式会社 合名会社、合資会社又は合同会社
- ロ 合名会社、合資会社又は合同会社 株式会社
- 二十七 吸収合併 会社が他の会社とする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。
- 二十八 新設合併 二以上の会社がする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。
- 二十九 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。
- 三十 新設分割 一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。
- 三十一 株式交換 株式会社がその発行済株式（株式会社が発行している株式をいう。以下同じ。）の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう。
- 三十二 株式移転 一又は二以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう。
- 三十二の二 株式交付 株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。
- 三十三 公告方法 会社（外国会社を含む。）が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。
- 三十四 電子公告 公告方法のうち、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる方法をいう。

第二編 株式会社

第二章 株式

第一節 総則

(議決権制限株式の発行数)

第百十五条 種類株式発行会社が公開会社である場合において、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式（以下この条において「議決権制限株式」という。）の数が発行済株式の総数の二分の一を超えるに至ったときは、株式会社は、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の二分の一以下にするための必要な措置をとらなければならない。

第八節 募集株式の発行等

第二款 募集株式の割当て

(募集株式の申込み及び割当てに関する特則)

第二百五条 前二条の規定は、募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

- 前項に規定する場合において、募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 第二百二条の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、第二百三条第二項の申込みをし、又は第一項の契約を締結することができない。
- 前項に規定する場合における前条第三項並びに第二百六条の二第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、前条第三項及び第二百六条の二第一項中「第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）」とあり、同条第三項中「同項に規定する期日」とあり、並びに同条第四項中「第一項に規定する期日」とあるのは、「割当日」とする。
- 指名委員会等設置会社における第三項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

(公開会社における募集株式の割当て等の特則)

第二百六条の二 公開会社は、募集株式の引受人について、第一号に掲げる数の第二号に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の二週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下この項及び第四項において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び

住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百二条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

- 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数
 - 当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数
- 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
 - 第一項の規定にかかわらず、株式会社が同項の事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。
 - 総株主（この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第二項の公告の日（前項の場合にあつては、法務省令で定める日）から二週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、第一項に規定する期日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第二百五条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。
 - 第三百九条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行わなければならない。

第三章 新株予約権

第二節 新株予約権の発行

第一款 募集事項の決定等

(募集事項の決定)

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権（当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込

みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。)について次に掲げる事項(以下この節において「募集事項」という。)を定めなければならない。

- 一 募集新株予約権の内容及び数
 - 二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
 - 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額(募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。)又はその算定方法
 - 四 募集新株予約権を割り当てる日(以下この節において「割当日」という。)
 - 五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日
 - 六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、[第六百七十六条各号](#)に掲げる事項
 - 七 前号に規定する場合において、[同号](#)の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての[第百十八条第一項](#)、[第百七十九条第二項](#)、[第七百七十七条第一項](#)、[第七百八十七条第一項](#)又は[第八百八条第一項](#)の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め
- 2 募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
 - 3 次に掲げる場合には、取締役は、[前項](#)の株主総会において、[第一号](#)の条件又は[第二号](#)の金額で募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
 - 一 [第一項第二号](#)に規定する場合において、金銭の払込みを要しないこととすることが当該者に特に有利な条件であるとき。
 - 二 [第一項第三号](#)に規定する場合において、[同号](#)の払込金額が当該者に特に有利な金額であるとき。
 - 4 種類株式発行会社において、募集新株予約権の目的である株式の種類の一部又は全部が譲渡制限株式であるときは、当該募集新株予約権に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。
 - 5 募集事項は、[第一項](#)の募集ごとに、均等に定めなければならない。

第二款 募集新株予約権の割当て

(募集新株予約権の申込み及び割当てに関する特則)

- [第二百四十四条](#) [前二条](#)の規定は、募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。
- 2 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合における[前項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「の引受け」とあるのは、「及び当該募集新株予約権を付した社債

の総額の引受け」とする。

- 3 [第一項](#)に規定する場合において、次に掲げるときは、株式会社は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によって、[同項](#)の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
 - 一 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるとき。
 - 二 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき。

(公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則)

- [第二百四十四条](#)の二 公開会社は、募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は[前条第一項](#)の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者(以下この項において「引受人」と総称する。)について、[第一号](#)に掲げる数の[第二号](#)に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、当該引受人(以下この項及び[第五項](#)において「特定引受人」という。)の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての[第一号](#)に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は[第二百四十一条](#)の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。
- 一 当該引受人(その子会社等を含む。)がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数
 - 二 [前号](#)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数
- 2 [前項第一号](#)に規定する「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権の内容として[第二百三十六条第一項第七号](#)二に掲げる事項についての定めがある場合における[同号](#)の株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式をいう。
 - 3 [第一項](#)の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
 - 4 [第一項](#)の規定にかかわらず、株式会社が[同項](#)の事項について割当日の二週間前までに[金融商品取引法第四条第一項](#)から[第三項](#)までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、[第一項](#)の規定による通知は、することを要しない。
 - 5 総株主(この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する株主が[第一項](#)の規定による通知又は[第三項](#)の公告の日([前項](#)の場合にあっては、法務省令で定める日)から二週間以内に特定引受人(その子会社等を含む。以下この項において同じ。)による募集新株予約権の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、割当日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の[前条第一項](#)の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している

場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

- 6 **第三百九条第一項**の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。

第七編 雑則

第二章 訴訟

第一節 会社の組織に関する訴え

（会社の組織に関する行為の無効の訴え）

第八百二十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

- 一 会社の設立 会社の成立の日から二年以内
- 二 株式会社の成立後における株式の発行 株式の発行の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）
- 三 自己株式の処分 自己株式の処分の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、自己株式の処分の効力が生じた日から一年以内）
- 四 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）の発行 新株予約権の発行の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内）
- 五 株式会社における資本金の額の減少 資本金の額の減少の効力が生じた日から六箇月以内
- 六 会社の組織変更 組織変更の効力が生じた日から六箇月以内
- 七 会社の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内
- 八 会社の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六箇月以内
- 九 会社の吸収分割 吸収分割の効力が生じた日から六箇月以内
- 十 会社の新設分割 新設分割の効力が生じた日から六箇月以内
- 十一 株式会社の株式交換 株式交換の効力が生じた日から六箇月以内
- 十二 株式会社の株式移転 株式移転の効力が生じた日から六箇月以内
- 十三 株式会社の株式交付 株式交付の効力が生じた日から六箇月以内

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 **前項第一号**に掲げる行為 設立する株式会社の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。）

二 **前項第二号**に掲げる行為 当該株式会社の株主等

三 **前項第三号**に掲げる行為 当該株式会社の株主等

四 **前項第四号**に掲げる行為 当該株式会社の株主等又は新株予約権者

五 **前項第五号**に掲げる行為 当該株式会社の株主等、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者

六 **前項第六号**に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において組織変更をする会社の株主等若しくは社員等であった者又は組織変更後の会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかった債権者

七 **前項第七号**に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする会社の株主等若しくは社員等であった者又は吸収合併後存続する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかった債権者

八 **前項第八号**に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする会社の株主等若しくは社員等であった者又は新設合併により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかった債権者

九 **前項第九号**に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収分割契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は吸収分割契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収分割について承認をしなかった債権者

十 **前項第十号**に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設分割をする会社の株主等若しくは社員等であった者又は新設分割をする会社若しくは新設分割により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設分割について承認をしなかった債権者

十一 **前項第十一号**に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかった債権者

十二 **前項第十二号**に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であった者又は株式移転により設立する株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式移転について承認をしなかった債権者

十三 **前項第十三号**に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等であった者、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者

（被告）

第八百三十四条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

- 一 会社の設立の無効の訴え 設立する会社
- 二 株式会社の成立後における株式の発行の無効の訴え（**第八百四十条第一項**において「新株発行の無効の訴え」という。） 株式の発行をした株式会社
- 三 自己株式の処分の無効の訴え 自己株式の処分をした株式会社
- 四 新株予約権の発行の無効の訴え 新株予約権の発行をした株式会社
- 五 株式会社における資本金の額の減少の無効の訴え 当該株式会社
- 六 会社の組織変更の無効の訴え 組織変更後の会社
- 七 会社の吸収合併の無効の訴え 吸収合併後存続する会社
- 八 会社の新設合併の無効の訴え 新設合併により設立する会社
- 九 会社の吸収分割の無効の訴え 吸収分割契約をした会社
- 十 会社の新設分割の無効の訴え 新設分割をする会社及び新設分割により設立する会社
- 十一 株式会社の株式交換の無効の訴え 株式交換契約をした会社
- 十二 株式会社の株式移転の無効の訴え 株式移転をする株式会社及び株式移転により設立する株式会社
- 十二の二 株式会社の株式交付の無効の訴え 株式交付親会社
- 十三 株式会社の成立後における株式の発行が存在しないことの確認の訴え 株式の発行をした株式会社
- 十四 自己株式の処分が存在しないことの確認の訴え 自己株式の処分をした株式会社
- 十五 新株予約権の発行が存在しないことの確認の訴え 新株予約権の発行をした株式会社
- 十六 株主総会等の決議が存在しないこと又は株主総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え 当該株式会社
- 十七 株主総会等の決議の取消しの訴え 当該株式会社
- 十八 **第八百三十二条第一号**の規定による持分会社の設立の取消しの訴え 当該持分会社
- 十九 **第八百三十二条第二号**の規定による持分会社の設立の取消しの訴え 当該持分会社及び同号の社員
- 二十 株式会社の解散の訴え 当該株式会社
- 二十一 持分会社の解散の訴え 当該持分会社

（訴えの管轄及び移送）

第八百三十五条 会社の組織に関する訴えは、被告となる会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

2 前条第九号から第十二号までの規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、当該各号に掲げる訴えは、先に訴えの提起があった地方裁判所が管轄する。

3 前項の場合には、裁判所は、当該訴えに係る訴訟がその管轄に属する場合においても、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟を他の管轄裁判所に移送することができる。

（担保提供命令）

第八百三十六条 会社の組織に関する訴えであって、株主又は設立時株主が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該会社の組織に関する訴えを提起した株主又は設立時株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであって、債権者又は株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者が提起することができるものについて準用する。

3 被告は、**第一項**（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（弁論等の必要的併合）

第八百三十七条 同一の請求を目的とする会社の組織に関する訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

第八百三十八条 会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

（無効又は取消しの判決の効力）

第八百三十九条 会社の組織に関する訴え（**第八百三十四条第一号から第十二号の二まで**、**第十八号**及び**第十九号**に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって会社が設立された場合にあっては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあっては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第八百四十六条 会社の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。